

平成28年陸別町議会12月定例会会議録（第2号）							
招集の場所	陸別町役場議場						
開閉会日時 及び宣告	開会	平成28年12月14日 午前10時00分			議長	宮川 寛	
	閉会	平成28年12月14日 午後2時50分			議長	宮川 寛	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲㊦ 公務欠席を示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別	
	出席 7人	1	中村佳代子	○	8	宮川 寛	○
	欠席 1人	2	久保広幸	○			
	凡例	3	多胡裕司	○			
		4	本田 学	○			
		5	山本厚一	○			
		6	渡辺三義	○			
		7	谷 郁 司	▲			
会議録署名議員	中村佳代子		久保広幸				
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 吉田 功			主任主査 吉田利之			
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町 長	野尻秀隆		教育長	野下純一		
	監査委員	飯尾清		農業委員長（議員兼職）	多胡裕司		
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副町長	佐々木敏治		会計管理者	芳賀均		
	総務課長	早坂政志		町民課長	（芳賀均）		
	産業振興課長	副島俊樹		建設課長	高橋豊		
	保健福祉センター次長	丹野景広		国保児童診療所事務長	（丹野景広）		
	総務課参事	高橋直人		総務課主幹	空井猛壽		
教育長の委任を受けて出席した者の職指名	教委次長	有田勝彦					
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	棟方勝則					
議 事 日 程	別紙のとおり						
会議に付した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
3		一般質問
4		委員会の閉会中の継続審査について

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

◎諸般の報告

○議長（宮川 寛君） 谷議員より、陸別町議会会議規則第2条第2項の規定に基づく届出書の提出があります。本日の会議は欠席となります。

農業委員会、棟方事務局長より、午前中の会議を欠席する旨、報告がありました。

これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので御了承願います。

◎開議宣告

○議長（宮川 寛君） これより、本日の会議を開きます。

日程に入る前に申し上げます。

本日、陸別小学校の6年生の児童、教諭が傍聴に来られておりますが、広報に使用するため、広報担当職員による写真撮影を議長より会議規則第103条の規定に基づき許可しておりますので、御了承願います。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮川 寛君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、1番中村議員、2番久保議員を指名します。

◎日程第2 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（宮川 寛君） 日程第2 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件については、配付の議会関係諸般報告つづりにありますとおり、町長より諮問があります。諮問内容の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

今回、人権擁護委員候補者の推薦に当たり、議会の意見を求める件につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づくものでございます。

人権擁護委員法第6条第3項には、市町村長は法務大臣に対し、議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと、そのように規定されております。

人権擁護委員としての条件は、一つ目は、選挙権を有する住民であること、二つ目は、人格、識見が高いこと、三つ目は、広く社会の情勢に通じていること、四つ目としては、人権擁護に理解があることと、人権擁護委員法第6条第3項に規定されております。

このたびの人権擁護委員につきましては、2名のうち1名が本年12月31日付で任期満了となりますので、新委員として児玉将機氏を推薦しようとするものであり、今定例会で議会の御同意をいただくものであります。

児玉氏は、昭和49年7月9日生まれで、現在満42歳、平成5年3月に北海道足寄高等学校を卒業され、平成9年4月から正見寺副住職、平成22年4月から正見寺住職として御活躍されています。

児玉氏は、人格、識見とも高く、人権擁護委員を務めるには最適者と考えているところでありますので、よろしく御同意のほどお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 諮問内容について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 質疑なしと認め、これで終わります。

お諮りします。

本件は、児玉将機氏は候補者として適任と意見を付し、答申することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮川 寛君） 起立全員です。

したがって、諮問第1号については、児玉将機氏は適任と意見を付し、答申することに決定しました。

◎日程第3 一般質問

○議長（宮川 寛君） 日程第3 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

4番本田議員。

○4番（本田 学君） それでは、よろしくお願いたします。

まず、一般質問に入る前に、11月25日に発生した福寿荘の火事に際しまして、入居されていた方、また、けがをされている方に心からお見舞い申し上げたいと思います。

それでは、きょうは6年生が傍聴に来ていただいているということで、なるべくわかりやすく質問したいと思いますので、よろしくお願いたします。

きょうは、交流都市とのこれからについてということでありまして、初めに町長に、ラコム市とか酒々井町、東金市ということで、今までの経緯だとか感想だとか、いろいろ

お聞きしまして、その後に教育長に、子供たちとのこれからについてということで質問していきたいと思います。

9月17日、町長と私と、一般参加3名、それと、クリス英語指導助手と、ラコーム市に出発しました。3泊5日という弾丸の旅でありましたが、朝、羽田に着き、成田から約10時間かけてカルガリー、それから2時間ほどかけてラコーム市にということであります。そしてラコーム市、姉妹都市提携30周年という記念式典に出席をさせていただきました。

ラコーム市というか、私は海外が初めてでありまして、初めてパスポートをとって海外に行ったわけでありまして。

ラコーム市、人口がふえておりまして、高速も110キロで無料だとか、車検がなく、大きな車に乗っている方たちが多いとか、オイルマネーというものもありまして、町から市になったという大きなまちであります。

私的に、優雅な、のどかな、陸別よりは大きいまちだなと思ったのですが、町長が、ラコーム市に行きまして、本当に短い時間だったと思うのです。15時間、日が戻るということで、弾丸で行ったわけですが、町長の率直な、まず感想をお聞きしたいなと思います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） お答えしたいと思います。

議員おっしゃるように、きょうは6年生の皆さんが来ているので、できるだけわかりやすくお答えしていきたいなというふうに思います。

9月、今お話のラコーム町、今、ラコーム市ですね。姉妹提携30周年ということで行ってまいりました。

まず一番最初に感じたのは、北海道は広いなと、自分で今までそう思っていたのですが、世界にはまだまだやっぱり上というものがあるなと。空気もおいしいですし、水もおいしい、本当に広さを感じました。

それと、やはり30年たった、その歴史の重さというのをすごく感じました。ラコーム市長、皆さん、ホームステイの皆さん、そして友好市民の皆さん、本当に歓待していただきました。ありがたいなと深く感じたところであります。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） 今、町長おっしゃったように、30年の重みというか、僕も初めて行きましたし、30年ということで、ちょうど私が中学校3年生ぐらいのころからなのかなと思っております。その後から子供たちが交流するようになったりという形なのかなと思っております。

この30年という中に、さまざまな歴史があり、そこに至って30年ということになったのかなと思いますが、僕が行って、この30年をどういうふうに振り返ったりということになるのかなという思いもありますが、率直に言って、これからこの30年をどうつな

げていくのかなということもあと思います。

そこで、一つ、目にしたのは、あそこに地ビールを製造しているところがありまして、初日、ホームステイ先の方に連れて行っていただき、こんなところがあるのだと思いながらいたところ、余り本当に英語もしゃべれずいたもので、次の日に全員でまた行くということもわからず、2日目もまたその地ビールのところに連れて行っていただいて、僕だけが2回目になったということがありまして、非常に頭の中に印象に残ってしまったもので、そのとき、飛行機でも町長といろいろお話した部分もありますが、率直に、地ビールに関しては町長はどう思われますか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） そんなに大きな会社ではないのですよね。従業員2人か3人ぐらいと聞いていました。面積もそんなに大きくなく、それで素晴らしい事業をやっている。私もお酒が好きなので、五、六種類つくっているビールを味わわせていただいたのですが、大変おいしいなど、そんなようなことを思いました。

この質問に関しては、後で教育委員会のほうも、今、委員会所管のことですので、私も話し過ぎてしまったら、教育長が話すことがなくなってしまうのではないかなと思って、遠慮しながら、そこら辺、調整しながら話したいと思うのですが、地ビールに関して言えば、本当に短い時間でしたけれども、大変勉強になりました。ああいったところでああいうふうな産業を起こしているということは、何かのやっぱりこちらのヒントにもなるなど、そんなようなことは思っているのですが、実際、今まで子供たちの交流、そこら辺がメインだったのですが、最初のラコーム町との姉妹友好に対する盟約の中にも、「教育、文化、産業の各分野にわたる」という文言もありますので、そういった物産の、最初は、できたらとりあえずは調査しなければならんと思うのですが、お互いに交流することが可能かどうか、関税とか、いろいろそこら辺の兼ね合いもありましようし、そこら辺から調べてみる必要があるのではないかなと、そんなことを、飛行機の中で話したとおりに、思っております。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） 僕も同じ感想を持ちまして、交流というのはどういうことなのかなと思いながら、そういう教育とか文化とかあるのですけれども、一番難しい産業というものにどうやってつなげていくのかなと思ったときに、陸別よりは大きなまち、当然、市なのであれなのですけれども、こういうところでこういうことをやっているのだということで、姉妹都市だからこそ、そういうことがやれるということができないのではないかなと。まず、職員を派遣してみたりだとか、いろいろな経費はかかるかもしれないのですけれども、そういう部分で、いろいろ産業について勉強というか、この結果がどうしても費用対効果になるかもしれないのですけれども、そういう入り口が、これだけの30年があったということで、地ビールを、本当は姉妹都市ではなかったら教えてくれない部分とか、いろいろあると思うのですよね。それを、こういうものを利用して、陸別町との長い

付き合いという中で、やっていけることはあるのかなど。それがたまたま地ビールだったのですけれども、いろいろな特産品もあると思うので、そういう部分でつなげていければなど私は思いました。

そこで、酒々井町も、いろいろ調べると、その名前のおり、お酒もつくっていたり、落花生という感じになっております。

ここで、なぜ酒々井町なのだということがありまして、ここで復習ではないのですけれども、このきっかけ、酒々井町とどういういきさつでここまで来たかということをもっと伺いたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 酒々井町につきましては、前金澤町長と、酒々井町の今の町長、小坂町長というのですが、大学の同窓のよしみで、トントン拍子にそういう話になったと、そのように聞いています。

酒々井町については、平成24年の議会の視察研修受け入れから始まったことなのですが、2年後には、夏休みを利用して来道する児童と陸別小学校の児童の交流が始まっていると。今のところその交流だけにとどまっているということでございます。

ただ、東京陸別会等々には、酒々井町から、町長初めいつも五、六名の方、自慢のお酒を携えてきて、いつもお世話になっていると言って、来てくれているのも事実でございます。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） やっぱりそういうきっかけの中からこういうことが始まったり、あと東金市、歴史の中からということで、物産を、ことしで3年目になりました。私も3年、ずっと行っておりますが、関寛齋が生まれたまちという、そういう歴史の観点から、交流ももっと深めようということで、行政の理解も得まして、3年、行かせていただいているところでございます。

東金市へ行くと、今、道の駅になったのですけれども、1年目は10人に1人ぐらいしか、なぜ陸別とつながっているかがわかっている人がいませんでした。こちらから、関寛齋が生まれたまちなので、こういうことをしていますと言うと、あ、そうなのだという、意外とまちにそういう理解が得られていないのかなというところから1年目は始まったのですが、3年目になると、いろいろな人がやってくるようになりまして、陸別のものを結構買ってくれるようになりました。今、道の駅に、そのきっかけの中から、陸別の振興公社のものとか、東金市に置いていただいているところであります。

ことしの10月、そんなきっかけもありまして、東金市のほうから、副市長初め6名の方が視察に、どこに寄ることもなく、女満別から陸別にお泊まりいただいて、そのまま帰っていくという、本当にありがたいことが起きました。

この姉妹都市、これからどうしていくのかということの中に、陸別にない資源というか、先ほどの地ビールと同じなのですが、両方とも千葉県なのですが、その、例えば落

花生だとか、お酒だとか、そういうものを陸別の牛乳とコラボして、陸別にはないものを、やはりそこでいろいろ合体させて、ここの地場産品という扱いを、いろいろな角度を変えてやっていくのも一つではないかなと。

この三つの都市のことで、自分なりに、何のための交流なのか、文化とか教育の交流もあるのですけれども、物産というところにいったときに、そういうものを使って何かができないかというところの観点から見ていってはいかがかなと思うのですけれども、町長のお考えはいかがですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 千葉県東金市につきましては、議員おっしゃるように、陸別開拓の祖である関寛斎翁の出身地であるということで、大分早くから、陸別の関寛斎の顕彰会というグループ、一生懸命顕彰していただいているのですが、そこでも交流は今でも続いております。

議員おっしゃるように、そんなに町としてというか、26年の年でしたか、振興公社の社長と観光協会の本田協会長、それで物販のPRを始めて、陸別のものも向こうに行っ、年々売れているという報告も受けております。

また、向こうの東金の物産もこちらのほうに置く段取りを今しているということも聞いておりますので、私どもも、今のところ基本としては、物産を通しての交流、そしてまた、付随してきて、文化面だとか、いろいろなそっちのほうの交流が進展していったらいいなと、そのように考えております。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） ぜひこういう交流を入り口にして、本当は教えられないと言ったらあれなのですけれども、こういうきっかけでものができたとか、なぜここに酒々井町のものが置いてあるのだとか、東金市のものが置いてあるのだとかということは、こういう交流の奥にこういうことがあったという、何かの物語ができると、いろいろなものに発展していくのかなと思います。

ちなみに、東金市は6万人で酒々井町は2万人というまちでありまして、陸別町は2,500人ちょっとということになります。

そこで、東金市に行っ、結構人が来てくれるようになりまして、ぜひ行きたいという方とか、陸別はどこにあるのだということをいろいろ説明したときに、帯広ではありません、女満別空港におりて、来てくださいと。ただ、距離は、車で1時間半もあれば来ますよということなのですけれども、結局、この路線に何もないので、どうしても北見に回って、2時間か2時間半かという説明をしたときに、いきなり遠く感じられてしまうのですよね。飛行機で2時間で来ますよと言っても、そこからが遠くてとかということで、その手配はどうなのだというときに、なかなか説明がつかないのですよね。

今、新幹線も来たりとか、いろいろな2次交通ということが非常に大事なのかなと思います。当然、津別、陸別、網走のこの間は路線バスから何も走っておりません。ここを一

つ工夫するということが必要かなど。年間で何人とかという限定とか、100人でもいいのですけれども、陸別のハイヤーの会社に、こういうお迎えで行けて、格安で行けますよとか、そういうところに、もしかしたら本当は2万円、3万円とかかかるところを、半分助成して、お客様から半分もらうだとか、無制限にやると、予算がどこまでいくかあれなのですけれども、そういうサービスもしていますよとかということをちょっとすると、交流人口のふえ方というか、今やっていることの、ぜひ陸別に来てくださいということとか、移住のいろいろなPRをしたりとか、いろいろなときに、そういうときに1回見に来るだとかというときに、何かのやっぱり説明のときに、こういうことを陸別でやっていますというのが、可能かどうかはあれなのですけれども、僕はちょっと思ったところで、どうしても近いのに距離が遠く感じてしまうということが起きているのですけれども、その辺はいかがお考えですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今のお話なのですが、移住、定住、交流人口の促進ということで、議員も御存じだと思うのですが、この間、陸別東京事務所を設立しました。そこら辺の陸別のPR、今、おかげさまで、この時期になると、陸別町、テレビを、朝、寒くてにぎわすのですが、陸別町という名前は、いろいろな町民の皆さんのおかげで全国に名前は売れてきたと、そのように思っていますが、今のお話のようなこともあるかと思うのですが、それは町としてもいろいろ考えてみることはもちろん大事ですし、考えていますけれども、観光協会としても、いろいろそこら辺の知恵を出しながら、町のほうにまた、こういうことはいいよとかいうことがあれば、遠慮なく上げてきていただきたいなど、そういうことは積極的にやっていけばいいのかなというように感じております。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） ありがたいお言葉、ありがとうございます。

この後、教育長にお伺いした後に、まとめでもう1問だけ町長にお伺いしたいと思いません。

次は、教育の観点からということで、今回、9月14日から、中学生等海外研修派遣事業ということで、ラコーム市のほうに行かれました。きょう、傍聴に来ていただいている6年生の皆さんは、あと2年後にそういうときが来るのかなと思っております。

今回、子供たちは、飛行機がおくれたりとか、さまざまなアクシデントの中、山崎団長を初め先生方と子供たちのすばらしい連携とかチームワークということで乗り越えた研修ではなかったのかなと思います。

ここまでの歴史と、今回の子供たちの感想も踏まえて、教育長の考えを伺いたと思います。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） まず、現状ということでございますので、そのほうからお答えしたいと思います。

ちょっと重複するかもしれませんが、ラコーム市との中学生等の派遣ですが、第1回は平成4年度、年と言えば平成5年の1月10日から19日に派遣というのが第1回目であります。それから今年度まで、25回継続されて、この事業が取り組まれておりません。

その間、中学生が464名、それから、前半、高校生も一部、海外派遣ということで取り組んでおりましたので、高校生が13名、節目の記念行事は除く一般の参加者が、この研修期間、一緒に参加した期間もありました。一般の方が11名ということで、25回の中で488名。それから、引率が、教員が40名、町からの職員が25名ということで、今日まで総勢553名がこの海外研修に参加してきたということになります。

今回、今質問のあったとおり、毎回、私も第8回だと記憶していますがけれども、この研修に町職員の立場で参加させてもらって、大変貴重な体験をしてきました。

まず、帰町報告会を受けておりますので、その中で、自分はなかなかホームステイというのが一番緊張していた経験があったのですがけれども、必ず今の子どもたちは、大自然もすごくよかったですけれども、ホームステイが楽しかったということがまず第一声で、ほとんどの子どもにそういうことを言ってもらっています。

それから、今回、失敗を含めて、全てがよい経験だったというふうな感想を持っている子どももいました。

前半、私も面接させてもらうのですがけれども、英語で会話をしたいという意欲をすごく持って行くのですよね。うまく伝わったという子ども中にはいるのですがけれども、やっぱり言葉をなかなか伝えることができなかったということがつらかったというふうに思っている子どももいました。それは、今言ったとおり、前半に何とか英語で自分の意思を伝えたいという気持ちのあらわれの結果、ちょっとうまくいかなかったということがつらかったという感想になっているのかなというふうに思っています。

それから、別れが、僕も行ったとき、各ホームステイ先とお別れ式をやるのですがけれども、なかなか別れづらくて、本当に抱き合ったり泣いたりしている場面に、ちょっと僕も感動的なことを思い出しているのですがけれども、今回も別れるときがつかないというふうな感想を持っている子どももいました。

それから、やっぱり体調面もいろいろあったということで、研修に当たっては、自分の体調管理をしっかりとしなければならないということをお願いしていた子どもとか、生徒もいました。

感想としては以上で、しっかり人間として大きく成長していく一過程としては、大きく寄与している事業だというふうな感想を持っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） 僕自身も、先ほど言ったように、初めて行って、ホームステイ先とか、本当に歓迎していただいて、ありがたいなと思い、本当に2泊だけだったのですけ

れども、別れが結構、最初は本当に不安で、人のおうちに泊まったこともないので、不安だったのですけれども、同じような感想を持ちました。

もう1点、酒々井町とのかかわりを、現状を聞いてから次の質問をしたいと思うのですけれども、まず酒々井町とのかかわりを教えてください。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） 酒々井町については、先ほど町長から、始まった経過などはお話がありました。

その後、26年から、酒々井町の教育委員会から私どもの教育委員会のほうに、北海道陸別町児童交流事業というものを実施したいのだということで、その中に、陸別町の大自然、それから天文台、それからりくべつ鉄道などの体験と、陸別小学校の児童との交流をぜひ取り組みたいという申し出がありました。早速、関係者と協議して、その年からこの事業を陸別町で、いいですよということで、組んでおります。26年は8月27日に陸別小学校児童との交流、3、4時間目を利用しての交流ということで、ちょうど向こうはまだ夏休み期間、こちらは第2学期が始業しているということで、日程的にもちょうど受け入れが可能な日程だったということもよかったのかなというふうに思っております。

昨年が8月26日ということで、役場の訪問と、陸別小学校の児童交流というふうなことが行われております。これと前後して、先ほど言ったとおり、りくべつ鉄道とか、それから天文台ということで事業が組まれております。昨年までは、2泊3日で事業展開されているのですけれども、1泊は陸別以外でというところで日程が組まれていたのですけれども、ことしの場合は陸別で2泊ということで、コテージを利用させていただきました。24日の日はオール陸別で、役場の訪問、それから陸別小学校との児童交流ということで、多くはないのですけれども、お互いの学校紹介、まち紹介ということで、文化交流も内容に入った中で実施しております。

その後、私が陸別小学校へ行って掲示板を見ましたら、酒々井町の子供たちからの手紙が掲示されておりました。それを見ますと、陸別小学校での思い出がつづられておりました。行政的に見るところでは、給食がとてもおいしかったとか、それから、学校がすごくきれいでびっくりしたとか、それから、児童同士の何とかちゃんと友達になれたというふうなことが、本当にほのぼのとした文面で書かれていて、とてもいい交流になってきているのかなというふうな印象を持っています。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） そこで、酒々井町から来ていただいているということなのですが、一つの案として、冒険・体感inとうきょうがあると思うのですけれども、日程的ないろいろな問題が出てくるのかなと思うのですけれども、こちらからそのカリキュラムに乗っけていくことはできないのかなというふうになると、もう少し発展的な冒険・体感inになるのかなと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） 相互交流ということになるのかなと思いますけれども、現段階では、当然、いろいろ負担、それから、全て相手のあることで動いておりますので、調整等も必要になってくるということでもあります。今の段階としては、今、説明したとおり、酒々井町の今行っているもの、まだ3年目ということでもありますので、当教育委員会といたしましては、酒々井町の目的が十分に達成できるように、それと、私どもとしては、先ほど説明したとおり、陸別町の児童、子供たちが、新たな出会いだとか、この交流を機会に、文通などを続けられるような、そういう機会になっていけばいいのかなというふうに今は期待しているところでありまして、これが継続されるように、できる限りの支援をしていきたいというふうに今は考えております。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） 一応希望、夢、これからのということなので、まだ3年とか、そのぐらいの中に、いろいろそういうものも視野に入れながら、何かそういうふうにやっていってもらいたいというのが一つと、夢と希望ではないのですけれども、ラコーム市の子供たちとか酒々井町の子供たち、今回、限定でのお話なのですけれども、将来、そういう交流をもう少し深めていって、陸別に移住とか、いろいろそういうことに発展していけば、結構こういう交流、教育の観点からなののですけれども、先ほど教育長がおっしゃった、陸別の紹介だとか、そのボリュームがどれぐらいかというのはちょっとわからないのですけれども、何か奥にそういう思いみたいな、ただ来てくださいということではないのですけれども、そういう交流になって、実際、陸別に移住している方も、いろいろなきっかけがあって、すごくいいまちだという、何かのきっかけがあったと思うのですよね。今のことも、教育の観点、文化とか、先ほど町長と話した産業だとかとあるのですけれども、そういうものも視野の奥に入れながら、いきなりきょう言ってあしたではないのですけれども、今のことも長く続けていく間に、なぜ10年たったのかとか、20年たったのかとあって、それが歴史ですということではなくて、そういうものも今から入れながら、何かの思いを入れていくのが大切なことなのかなと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） 自分も決して閉鎖的な考え方を持っている人間ではないというふうに思っております。ちょっと天文台も、私、担当させてもらったのですけれども、一つの事業が回り始めると、いろいろなところに大きく大きく膨らんでいくというふうな感触を持っています。この酒々井町との交流の出会いが、今、陸別町の中で、1年に1回ですけれども、先ほど説明したとおり、展開されています。今3年目を迎えています。これが円満というか、丸くというか、支障なく大きく大きく転がって、大きな交流になっていくように、そうすればいろいろなものがそこに加わってくるのかなというふうに思っています。今はちょっとなかなか発展的なことを答弁できないのですけれども、今言ったような、将来、もっともっと大きなものになっていけばいいのかなという、私個人的には希望

を持っていますので、それを希望しながら、それから、今を見守っていきたいなというふうに思っております。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） ありがとうございます。

今、結果とか、これからの展望とか、そういうことを言ったつもりでありますので、十分な答弁だと思います。ありがとうございます。

まとめということで、町長に最後に1点なのですけれども、このもろもろの、さまざまな交流の中から、やはりソフト面はいろいろなことでやっていけたりとか、もしカナダのラコーム市に職員を派遣したりとか、そういうことはいろいろ考えていけると思うのですけれども、ふと、やっぱりいろいろな人がやってきて、交流する場所、建物ということなのですけれども、昔の集落センターみたいな、厨房があって、ちょっと泊まれると言ったらあれなのですけれども、やはりいろいろな人が来て、ウェルカムパーティとかではないのですけれども、そういうのをやれてとか、来た人たちが自炊ができてとか、これからホームステイが、さまざま、サマーインだとか、いろいろなことの中で、だんだん大変になっていくのかなと、受け入れも。実際、ラコーム市に行って、受け入れの方たちを見ても、若い人たちもいますが、やはりもう陸別のことをわかっている人たちというのは、だんだん年齢も上がってきているのかなというのがありますし、やはりそういう場所というか、それが今、建てなくても、ここなのだということであれば、それはそれで結構なのですけれども、僕的には、そういう交流センター的なものが必要になってくるのではないかなと思うのですが、いかがですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 私もカナダに行って本当に思ったのは、今、議員も話しておられたのですが、やはり受け入れてくれる市民の皆様方が高齢化しているという、それを感じました。市と行政だけの付き合いというのは、こういう交流というのは私は長続きはしないと思っていますので、それぞれ市民、町民、あとは東金にしても酒々井にしても、やっぱり民間のほうに持っていかないと長続きしないというふうに思っています。

また、相互交流に関しては、いろいろやっぱり様子を見ながら、今後の大事な検討課題だと、そういうふうに認識しています。これは教育委員会のほうとも町のほうと連携しながら進めていきたいと思っています。

また、今お話のあった交流する場所等、既存のもので、そこら辺、できるかどうか、そういうシミュレーションなどもしながら、来ていただくときには歓待できるように、負けないように、そこら辺も含めて考えていきたいと、そのように思っています。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） ありがとうございます。

最終日に、市長の家で最後のお別れ会とか、そういうのがあって、すごくいいものだなと思って、そういう場所というのはどういうことなのかなと思いつつ、いろいろな感想

を踏まえて、きょうの一般質問をさせていただきました。

いろいろ教育の面もそうですが、文化、産業、教育ということで、末長く、やはり人口が減っていったりとか、いろいろな壁にぶつかると、なかなか続けられなくなるというのが出てくる可能性も出てくるのかなと思っております。そこら辺は工夫しながら、末長い交流をしていけばいいのかなと思っております。

ということで、一般質問を終わらせていただきます。答弁は要らないので。いいですか。済みません、よろしくお願いします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 一つ、ちょっと私も言うのを忘れていたのですが、今回、英語指導助手のクリスも一緒に行きました。彼が、なかなかいい仕事を發揮していただいて、今まで委員会の人間もいろいろラコーム市ともやりとりはしていたのですが、さすがやっぱり地元の間は違うなど。私もクリスティ市長のところでもいろいろお話したのですが、彼はすごくいい財産だねと市長にも言っていたし、有効にこれからも利用して、交流を図っていききたいと、そのように思っています。

○議長（宮川 寛君） 本田議員の一般質問はこれで終わります。

次、3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） それでは、通告どおりの一般質問、お願いいたします。

○議長（宮川 寛君） ちょっと待ってください。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時45分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） それでは、通告に沿って、一般質問をよろしくお願いいたします。

今回、北海道に記録的な台風四つが上陸いたしまして、北海道、もしくは陸別町に甚大なる被害が出たということで、災害時の対応ということで、町長に、また、教育長にお尋ねをいたします。

それでは、今回の台風の被害を受けて、町長も初となる対策本部を設けたわけなのですが、今回の災害時に対策本部がきちっと機能を果たしたのか、また、町民に対してのいろいろなやりとりですとか、そういう形で、何か今後に向けた課題、問題、そういうところがあれば、町長、お尋ねいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 陸別町、余り災害に縁のないところだなと昔から思っていたのですが、今、いつ、どこで、どんな災害が来てもおかしくない時代になったと。そんなことで、対策本部や何かをつくって、いろいろ感じたことと、いろいろ検証してみたこと、各

部門でありますので、ちょっとそこら辺、説明したいなと思います。

役場職員からの意見聴取では、避難指示の発表が元町地区の一部となっていました、町内、町外を問わず、身内がわかるような情報提供が必要という意見がありまして、今後は防災行政無線のほか、ホームページを活用するなどして、わかりやすい情報を提供していくことが必要なのかなと、そういう意見もあります。

また、元町、これは自治会からなのですが、戸別訪問の際に、誰が来たのかよくわからなかったと。災害時の訪問の際には、役場職員だとか、消防署員であるということがわかるようにできないかと、そういう意見がありました。わからなくて、いろいろ相談することもできない。もっともだなど、それを感じました。今後、予算を確保しまして、夜光塗料を使った名称入りのベストだとか腕章を着用し、訪問するなど、町民に誰が来たかわかるような、そういう対応をとりたいと、そのように思いました。

あと、大雨による河川の増水につきましては、当該地区の天候が回復した後も、上流域での天候や降雨の状況によりまして、数時間後まで増水が続くことがあるため、避難勧告、避難指示の発令の判断は非常に難しいなと思ったところであります。

特に夜間に判断が必要となる場合は、高齢者の多い陸別町では、早目の避難準備のお知らせと避難勧告、避難指示を発令する必要があるなど、身に染みたとございます。

土砂災害につきましても、町民の住宅等の周辺の異常情報収集が必要となるとともに、異変が見られた場合は早目に避難準備のお知らせをしておくことや、避難の必要な地域住民の方と連絡をとる方法を早目に確認をしておく必要があるなど、そのようにも思いました。

また、今回の土砂災害によりまして、栄町から大通にかけて、消防団による現地確認及び巡回も行われたところですが、消防団との連携、協力が重要であると、改めて認識したところであります。

また、8月17日から続けて上陸した台風7号、11号、9号、これによる大雨では、利別川が増水しまして、人的被害が出る可能性が高まったことから、元町地区の21世帯46人に対しまして、20日から23日にかけて、合計3回の避難勧告及び避難指示を発令いたしました。

今回の災害を受けまして、以前より利別川の河川整備については要望してきたところですが、近年の異常気象により、今回の大雨を上回る雨量を記録した場合は、地域住民の生命、財産に危険が伴うおそれがあることから、緑町、元町地区の堤防の築造などの恒久的な対策を早急に実施するよう、北海道に対し要望したところであります。

また、当町では過去に余り例のない、市街地における土砂災害も発生したことから、北海道においては、土砂災害危険箇所が示されているものの、基本調査がいずれの地点も行われておらず、警戒区域等の指定がなされていないため、早期に基本調査を実施し、指定区域を明らかにすることと、急傾斜地の直下に住宅がある地区があるため、恒久対策としての治山事業の実施の検討について、これも要望しているところであります。

なお、今回、被害のあった栄町の地滑りの場所につきましては、国有林部分ではありませんが、来年度、治山工事を着工することとなっておりますことも報告申し上げたいと思います。

道路関係についてなのですが、主な道路被害をもたらした台風7号、11号、9号については、8月18日、台風7号についての初動パトロールを、これは建設業協会と一体となり行うことができ、通行止、倒木処理等の処置をスムーズに実施ができました。

8月21日、8月23日、台風11号、9号は、台風7号の災害処理等で建設業協会の協力はない中でのパトロールとなりまして、建設課職員だけでは対応が困難、5方面に10人が必要なため、他課の職員と協力体制のもと、行いました。建設課職員とペアになり、パトロールを行いましたが、路線名、住宅所有者、通行止などの作業など、作業手順を知らない者もあり、今後、経験をさせる必要性を強く感じたところであります。

水道関係につきましては、台風11号によりまして、取水ができなくなり、消防署の給水車により配水地への給水をお願いしました。5日間で470トン運搬したところでございます。原因は、取水施設の土砂による埋塞が原因であります。取水施設の道路が通行不能のため、対応ができませんでした。これは国有林内での道路決壊の復旧作業に時間を要しておりまして、このため、12月1日に森林管理署との間で覚書を交わし、水源地への通行確保を、今まで以上に時間を要せず、スムーズに対応できるようにしました。

ただ、町としましても、過去の経験から、水源地の土砂埋塞を想定しておりまして、現地には重機を配置したところではあります。

あと、農業関係につきましては、災害発生時に現地確認、パトロール、農家全戸、ファックスにより被災状況の確認を行っています。人数が、こちら、限られていますので、所有者からの情報は大変重要であると認識したところであります。

以上でございます。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） 今、町長のほうから詳しい説明があったわけなのですけれども、本当に今回の台風被害、誰も予想しなかった。また、初めて自然災害の怖さというものを知ったわけなのですけれども、やはり経験というわけではないのですけれども、今のことを踏まえて、今後の防災対策、防災計画に盛り込んで、一層の安心・安全をつくっていただきたいと思っております。

そこで、私なりに思う点があるわけなのですけれども、例えば河川の樋門の管理、これが最近ではちょっと一番大事な点かなと思っているわけなのですけれども、例えば幾つかの町村では、樋門を設けているわけなのですけれども、樋門がさびびていて閉まらなかったりとか、作動しなかったという問題点がありました。

うちの樋門の箇所、たしか十数カ所だと記憶しているのですけれども、それで、今回の台風による被害で、河川の増水によって樋門のあけ閉めがあったのか。また、樋門を閉めた場合の、堤内、例えば新町1区、今回、河川の改修により、堤防をつくっていただいた

わけなのですからけれども、あの場合、樋門を閉めた場合、堤内、町内に浸水の箇所が多分あったと私も記憶しております。私も町職員に連絡をして、新町1区の浸水をちょっと見ていただけないかということ連絡したこともございます。そして、私も足寄町の消防団員として、大誉地の地域の担当ということで、今回、非常に樋門のあけ閉めについて苦労しました。樋門を閉めればまちが浸水してしまう。樋門のあけ閉めの判断が本当に難しいかなと思います。樋門を閉めて、町内がどんどんどんどん浸水して、大誉地は13世帯、十五、六人ですか、大誉地小学校に避難をして、約5日間、ずっと避難をしていただいたわけなのですからけれども、非常に樋門のあけ閉め、このきちとした管理の判断、そこをきちとしなかったら、本当にこれ、大変な問題だなと思うわけなのですからけれども、今回、樋門のあけ閉め、そしてまた、堤内の浸水、そこら辺、どのように感じられたのか、お尋ねします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 樋門の管理につきまして御説明申し上げたいというふうに思います。

樋門、下流域では本当に重要で、今回もいろいろなことがあって、樋門についてはいろいろ論議がありましたが、余り上流域ではそんなにシビアなことは今までなかったのですが、陸別町の現状をちょっと説明したいと思います。

町内、14カ所の樋門があります。陸別川12カ所、利別川には2カ所です。北海道から管理委託されているのは13カ所、これは陸別川12カ所の利別川が1カ所でございます。平成25年度からは、町は町内業者に管理委託をしております。それ以前は個人に委託しておりましたが、やっぱりとても危険が伴うことでありますので、委託しております。

今回の台風で、樋門を閉めている箇所はございません。新町1区にある菊川宅そばの樋門につきましては、水位が高くなり、利別川から、一時、逆流がありました。しかし、結果的には、その後、利別川の水位が低下しまして、樋門を閉めることはありませんでした。

樋門の作動については、通常時に月1回、作動しているのを北海道に報告、これは写真を撮って報告しておりますので、故障していることは間違いなくございません。

9月29日に、建設管理部足寄出張所長と樋門の開閉判断を確認しております。また、この樋門を閉めますと、堤内地から排水を利別川に出す排水ポンプが必要となりまして、流入量を考えると、口径が大きなものを用意する必要、確保しなければなりません。陸別町内でのそのポンプの確保は難しいのではないのかなと、そのように現在考えております。

閉める判断については、一度北海道に連絡をして、判断を仰がなければなりません。今後、建設管理部とそこら辺も検証していかなければならないことだなと、しっかりやっていきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） 陸別町においては樋門のあけ閉めはなかったと。それで、やはりあの大雨を乗り切ったということで、さすがに堤防の値はいろいろあるのかなと思っております。

それで、先ほど町長のほうからも、今後、緑町、元町においては、堤防の対策も試みるという言葉いただきました。

そこで、今一番本当に大事な点が、河畔林の整備、管理なのですよね。これが一番の、今対策に頭を悩ませている点で、ここら辺も、先般、東京に陳情に行った際、衆参問わず、また、北海道の道連の会長及び全ての皆さんにここら辺の事情をお話しして、きょうも豊頃町、浦幌町、池田町で、このような形の一般質問を行うということを聞いております。

そこで、河畔林の整備、これについて、うちも道、開発局、ここら辺に対して要望はするのですが、自然保護団体がありまして、これがなかなか河畔林の整備、伐採等につながらないということを強く要望したわけなのですけれども、ここら辺について、当町としては何か、国、道に対して要望があるのかどうか、まずそこら辺をお尋ねいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） この台風に限らず、台風で大雨になって、河畔林が流れ込んでいたずらをすることが問題になっています。自然保護団体との絡みもいろいろありますが、町としては、管理しているところにゆだねるしかございませんので、何もできないのですが、これは河川管理者が北海道ということになっています。同じように、議員おっしゃるように、この管内でもそのことについて問題意識がすごく強くなってきてまして、先般、町村会でも、道、そして中央のほうにそのことは要望してきたところでございます。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） 本当に今回、河畔林の整備、ここら辺がおくれているために、流木等が、畑、また、海に大量に流れ出て、漁業者への影響も甚大なる被害と聞いております。アキアジ、またシシャモ、今回は全然不漁だと聞いております。そして、今回、国交省のほうから163億円の十勝川復旧と、これも先般、要望して来て、改めてこのような予算をつけていただきました。本当にここに1級河川水系の道管理区分を加える、また、2級河川水系も同様の協議会を設置し、中小河川の減災対策体制を構築すると、これがあります。これがぜひとも、道は道においてやりなさい、また、2級河川においては町村でやりなさいと言いますけれども、町村にはそのような予算がありません。ぜひとも、大きなお金を使って自治体等で分配するとなっていますが、どうかここら辺でいろいろ治水、また堤防、また河畔林の整備を行っていただければなと思っております。

それでは、続いて交通網の整備ということでお尋ねいたします。

今回、大雨で、242号線、大誉地―上利別間の第3利別橋が一部崩落して、通行止になりました。それで、十勝方面に行く迂回路としては、カネラン峠回り、また、置戸回り、また、津別回りの3路線が、十勝に抜けていく唯一の道路かなと私も思っております。

それで、そのうちカネラン峠の足寄側、これは今、未整備路線になっていると思うのですけれども、陸別側は全て工事は完了していると思うのですけれども、この道路が非常に狭いため、大型車両の交差がままならない状況にあったと聞いております。また、当然、子供たち、また、町民を乗せて、十勝バスの運行も当然カネラン峠回りで行くのかなと思われまます。例えば狭い道路で交通止、交通事故、いろいろ考えられます。また、ライフライン、また、子供たちの十勝バスの通学路の影響、いろいろ考えられます。

それで、カネラン峠については、やはり国や道、また、隣まちの足寄町と協議に入ってもいいのではないかなと私も思うのですけれども、町長、そこら辺、どうですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員おっしゃるように、カネラン峠、陸別側は整備はなされているのですが、足寄側は1車線で砂利道ということでございます。

先月の22日に開催されました合設のワーキンググループ、これは3町と本別警察と足寄建設管理部、開発建設部、維持管理業者の中で行われたのですが、ことしの台風がもたらした大雨災害について、各機関の課題や反省点が議論されました。

その中で、開発建設部から、道道北見白糠線、いわゆるカネラン峠の迂回ルートの話が出まして、陸別側は2車線で整備が終わり、足寄側が1車線の砂利道で未整備の状態が続いていると。

今回の台風で、国道242号線、第3利別橋、これが通行止の場合、迂回ルートとして整備要望が出されていまして。開発建設部としては、今回の通行止で、大型車両、これは物資輸送も含めまして、通行確保が課題となっていました。足寄建設管理部の回答としては、当面の間は整備する予定がない報告がされていしましたが、議員おっしゃるように、声を大にして訴えていきたいと、かように思っております。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） やはり私も、ぜひともあの未整備区域については整備をしていただきたいと。また、あそこがきちっと整備されることによって、阿寒方面、いろいろな形で、観光、いろいろ考えられますので、どうかそこら辺もよろしく願いいたします。

そこで、今は国道242号線、第3利別橋が通行止になった場合なのですけれども、仮にうちの陸別町を通り抜けられるのは、私は3路線だと思うのです。国道242号線、また、川向栄町線、それと陸別薫別線、この3方向の通り抜けが、私は陸別町唯一の迂回ルートかなと思っているわけです。

そこで、仮に陸別に入る一番手前の橋梁、これが大雨によって流された、寸断されたということになれば、2路線で、北見方面、十勝方面の迂回路になると思うのですけれども

も、そこで、川向栄町線、元町の橋梁ですよね。狭くてちょっと急なカーブで、冬の間は路面凍結が多い橋梁なのですけれども、やはり私は、あそこの橋も少しきちっと真っすぐに、やはり迂回路として使えるような形にとれないのかなと思うのですよね。今回、清水町の例を挙げると、清水町は5カ所の橋梁がいかれて、まちが孤立したという例もあります。そこら辺もあわせて、きちっと路線の迂回路として、安全・安心な迂回路にならないかなと思って、町長のお考えはどうですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 元町の、いわゆる町道川向栄町線に架かるちょうど陸別橋だと思うのですが、これは昭和43年に架設され、延長は51メートルの橋でございます。幅員は6.1メートル。これは町が作成した橋梁長寿命化修繕計画では、平成34年設計、36年に修繕ということで計画しています。また、利別川の河川改修計画との関連もありまして、町としては、河川整備とあわせて、架設位置も含めて検討し、準備を進めていきたいと思っております。川幅もちょっと拡幅したり何かする可能性も出てきますので、それとあわせて検討していきたいと、そのように思っております。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） そのような計画があると、今、町長のほうからありましたので、ぜひとも、できるものであれば早急に計画に盛り込んでやっていただきたいと思っております。

それで、次に、教育長にお尋ねをいたします。

災害時の児童生徒の安全確保についてということで、休校の判断ですとか、スクールバス路線の状況確認など、お尋ねいたします。

それでは、まず、今回の台風上陸の際、子供たちの通学路の安全の確認ですとか、及びスクールバスの路線の安全確認、これをどのような形で行っていたのか、まずそこら辺、お尋ねいたします。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） 通常の災害時は、建設課による道路パトロールにより、バス路線を優先してパトロールしており、路線に問題がある場合は、まず総務課に連絡されるということになっております。

今回の8月の台風の場合は、8月20日から23日にかけて、災害対策本部が設置され、避難勧告、避難指示が3回出されております。教育委員会職員も、その対策本部のもとに行動しており、情報を共有しておりました。

ちょっと質問には、今、具体的にはなかったかと思うのですけれども、情報をもらって、判断しているのですけれども、22日の月曜日が登校日というふうになります。その日は市街地のほうは一番危険な、特に緑町地区のところうちの職員を配置させて、見張りとして立てております。

休校の部分とちょっとかかわるかなと思いますけれども、通学路の安全確認、スクール

バスの安全確認は、今のように道路パトロール、それから、総務課が運行管理しておりますので、情報を共有しながら確認しております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） 今、通学路及びスクールバス路線については、役場一丸となってパトロールをして、安全確認をとって、通学に当たっているというお考えをお聞きしました。

それでは、臨時休校の場合、臨時休校にする、しない、この判断、そこら辺はどのような基準を置いているのですか、うちのまちは。そこら辺、お尋ねします。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） 先ほども説明したとおり、まずスクールバスが運行されるか、されないかというのは一つの大きな基準になりますけれども、道路の情報のほかに、測候所から入る注意報、それから警報、それからインターネットによる今後の雨雲の動き、それから雨量、風速など、気象情報を随時確認して、それらを総合的に勘案して判断することにしております。

今、質問にあります、休校にする判断ですけれども、スクールバスの運行をするかしないかというのは、その判断の一つの基準になりますけれども、必ずしもスクールバスが運行されるから登校するという場合だけではありません。特に冬場の場合、降雪の場合、積雪量の問題だとか、それから吹雪による吹きだまり、それから、除雪作業が困難な場合などが考えられます。時間の経過や場所などで状況が全然変わってくるということなどがあります。予想できないというふうな場合は、最悪のことを想定して判断しなければならないというふうに考えております。

判断は、遅くとも登校日の当日の朝6時までには判断をするということにしておりますけれども、今言ったとおり、前日に休校を決めるという場合も現実にあります。基準としては明確なものを持っているわけではありませんけれども、まずは関係機関が連携して、持っている情報を正しく共有して、まず子供たちの安全を第一の優先にして、関係者、学校とも協議をして判断するということで行っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） 当然、本当にそうだと思います。やっぱり子供たちの安心・安全を第一に考えると。

そこで、教育長の判断ですか、学校長の判断ですか。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） 学校管理規則の中で、休校にする判断は最終的には学校長ということになっております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） 今、最終的な判断は学校長と。その間の見回り等については行政側で行うということをお聞きしました。

当然、これから厳しい冬もあると思います。それと、早退する場合は、私、一番の、やはり連絡網の徹底ですとか、バス路線で、仮にバス停でおろされても、そこから子供が1人で帰るということは絶対ないように、やはり親と意思の疎通、また、連絡網の徹底ですとか、そういうことをきちっと図っていただければなと思っていますけれども、いかがですか。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） 予想される災害については、今回はたまたま土曜、日曜にかけてですけれども、前日から、学校のほうから各保護者に対して、予想される休校、それから、登校した場合でも繰り上げ下校というふうなことについて、文書であらかじめ周知しておくというふうなこと、それから、小学生の場合は、特に低学年がおりますので、年2回の集団下校訓練というものを実施しております。それから、校区内の各自治会の方にも、見守りということで、年1回、集まっていたいただいて、顔合わせをして、お願いをしているというふうなことで、集団下校をするというふうなことで、今言われたとおり、各家庭との連絡ということを密にというか、正確に実施して、事故の発生しないように、安全に登下校できるように取り組んでまいります。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） 本当に教育長のお言葉、ありがたく、身に染みる思いでございます。ぜひともバス路線の適切な安全運行、また、通学路等の安全の確認とか、いろいろお願いしまして、教育長の答弁はよろしいので。

それでは、最後に町長にもう一度、再度お尋ねをいたします。

今回、私も農業委員の立場ということで、被災した農地の復元、また、道道、町道の排水網の整備ですとか、いろいろあるのですけれども、まず、今回、被災した農地、陸別町はわりと被災した農地については面積が少ないです。

そこで、国に十勝19町村に激甚災害の指定をしていただきました。激甚災害というのは、90%の補助率で、残りの10%を個人において復旧しなさいということでございます。

そこで、要請活動を行った結果、90%から95%にさせていただいた。残りの5%を個人的に持ちなさいということになりました。

そこで、本州の復旧費用の単価というのは、反当たり30万円です。今回、北海道が示された単価が6万7,000円でございます。6万7,000円で復旧をしなさいということは到底無理で、こちら辺も相当国に要望したところ、災害による土砂の流出、復旧のための土砂の搬入については、開発局の責任においてやるということで、事業費が相当圧縮になりました。

そこで、残りの5%なのですけれども、道河川、1級河川、2級河川の管理なのですけれども、道においては道が2.5%出さない、町村においては町村が2.5%持てないかと。残りの2.5%を個人の負担分にははいかがかと、いろいろなことがあります。

それと、激甚災害まで待てませんという町村は、もう既に町と農協においてかかった費用を持ちますということで、池田町の利別地域あたりにおいては、既に復旧作業が行われております。

そこで、うちとしては、上陸別の一部、それと、谷さんのところ、弥生の1町ぐらいなのですけれども、そこら辺の復元について、まず町のお考えをお尋ねいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 陸別町、産業振興課に確認したところ、今のところ激甚災害に指定の被災した農地はないと認識しているようであります。上陸別あたりも水がのっかかりしています。ただ、川の線形も昔と比べてえらい変わっております、年数の中で個人の土地に浸食してきたというようなこともありますので、まずは管理しているところにお話をと。そして今、議員おっしゃっているように、谷さんのところのお話もありましたが、町のほうに報告があったのは10月の中旬ぐらいでございまして、それを聞いて、帯広建設管理部のほうに谷さんの件は報告をしております。確認をしましたら、息子さんと話はなされていますが、まだ本人とは、まだ入院されていると思いますので、話ができないので、これからいろいろな方法を考えていきたいということでございます。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） 多くの被災された農地が、河川用地の流出というのがほぼ大きな面積かなと思われまます。芽室町においては、総面積280町の流出土が、実際に測量したところ、実際の農地の面積は130町余り、残りの140町が河川用地だったということ。これで甚大なる被害で、来年の畑作の営農に相当な支障を来すと。

今回の陸別町に関しては、きちっとした賃貸借を結んで、上陸別の方に借りていただいているわけなのですけれども、仮にあの農地を復元する場合、当然、賃貸借ですから、地主さんのほうは2.5%分の借金を背負うか、5%分の借金を背負うか、それで農地の復元を目指す。また、当然、河川用地でございますので、今、町長が言ったように、開発局のきちっとした対応が今後求められます。

そこで、国が提案したのが、河川用地については、5メートル四方以上まで、国としてきちっとした形で本人のものにしてあげますということもございます。だから、いろいろな形で国の激甚に指定される、また、いろいろな形の中で、きちっとした復旧がなされて、今後の営農にきちっとした対応をしていただく。また、賃貸借というのが一番の問題です。貸し手が、私はもう高齢だから、土地の復元を求めませんよと。また、借りている人については、これだけ被災された農地はもう要りませんよと。そういうところで、遊休農地、また、耕作放棄地になる可能性もございます。ぜひともきちっと河川は河川用地の段階で河川の改修を行って、残りの面積が何ぼになるかということきちっと確認をし

て、農地の復元、復旧に当たっていただければなと思っております。

それでは、最後になりますが、今回の台風の大雨被害によって、農地と、また、甚大な被害が出ました。1番牧草の刈りおくれ、また、2番牧草、デントコーンの収穫時に凍上、また、刈りおくれ、品質の低下、もろもろございます。今回、はっきりした数字が出てきたのですけれども、十勝管内において、11月までの乳量、大幅な激減でございます。これの一の要因は、1番牧草の刈りとりのおくれ、栄養価の品質の低下、それとデントコーンの品質の低下、これが一番でございます。十勝管内、今まで100%を切ったことがないのに、11月末で98.4%。陸別町は、本当はまだ少しの落ち込みで抑えているのですけれども、これもまた来年に向けてデントコーンの品質の低下、また、収量の減ということで苦労されます。

そこで、ぜひとも、やはり町道、道道等の排水の整備ですとか、また、畑の暗渠整備、これを道営、国営においてきちっと早急に計画的にやっていただく。また、今後、町道8号線、平成30年以降、きちっとした道路になるのかなと思っております。

先般、産業常任委員会の所管事務調査で、林内に行って被災箇所を見てまいりました。簡易舗装にしている部分については流されずに済んでいる。そのほかは甚大なる道路の被害が出ているということもあります。どうか新設の場合は、やっぱり取り付け道路に、アスコンの管理ですとか、取り付け道路に水が流れ込まない、そういう形できちっとした農地の管理に当たっていただきたいと思っておりますけれども、町長、いかがですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 道路の排水、これは側溝を含めてについては、原則として道路上の雨水等の排水を対象としています。畑の排水を目的とはしていないということになっておりますが、このため、道路側溝が土砂で埋塞されている場合は、側溝の埋塞分だけを除去するのが原則であります。用地等の問題などが整理されれば、現地に対応した細かな整備を行いたいと、そのように思っています。12月9日ですか、足寄の建設管理部とそこら辺は協議を済ませております。

町道についても同様な考えでおります。町では、町道等維持管理計画を立てておまして、毎年2,000万円程度を投入して、側溝の土砂埋塞を防ぐために、トラフ側溝に随時取りかえているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） 本当に早急に、やはり災害に強いまち、これが私は一番求められるあり方かなと思っております。いま一度町民の安心・安全、また、力強い酪農基盤の確立をお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（宮川 寛君） 多胡議員の一般質問はこれで終わります。

昼食時間を含め、議員会の用務が予定されておりますので、午後1時まで休憩したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) それでは、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時29分

再開 午後 1時00分

○議長(宮川 寛君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番久保議員。

○2番(久保広幸君) 質問に入ります前に、さきの議員同様でございますが、11月25日早朝に発生いたしました、高齢者共同生活支援施設福寿荘の焼失事故で被災されました皆様に心からお見舞い申し上げます。不自由な生活を送られていることと拝察しますが、健康には十分留意されましてお暮らしくださいますよう御祈念申し上げます。

それでは、質問に入ります。

きょうは、災害対策と町職員の再任用制度につきまして、町長にお伺いします。

最初に、災害対策につきましてお伺いいたしますが、これにつきましては、前の議員も質問されておりますので、かぶる部分が多かろうと思えます。できるだけ重複は避けたいと思えますが、私の思いもございまして、かぶった場合には、どうか御容赦いただきたいと、そのように考えております。

災害につきましては、地域防災計画に掲げられておりますように、多岐にわたるわけがありますが、きょうは水害と土砂災害について考えてみたいと思えます。

既に私どもに届けられております陸別町地域防災計画と対照しながら質問させていただきたいと思えます。

本年8月17日に上陸いたしました台風7号以降、わずか半月の間に本道を襲った台風は、三つが上陸し、一つが最接近する異常な事態となりました。当町においても、利別川の水位が急上昇して、氾濫危険水位を超え、流域に住まわれる世帯の一部に避難勧告及び避難指示が出されました。

また、8月24日未明には、町内、栄町の国有林地で土砂が崩落し、近くに居住する民家の物置1棟が全壊する被害が発生しております。

いずれも人的被害がなかったのが救いと言わざるを得ない状況でありました。

この間、町理事者を初め、消防職員を含む多くの町職員が不眠不休で対応に当たられたことに改めて感謝を申し上げます。

9月6日に開会されました議会9月定例会においては、災害復旧等に係る補正予算案に関する説明資料として、一連の台風による被災状況の報告をいただいております。町道関係では44路線33カ所、農業用施設関係、5路線10カ所、林業用施設関係、7路線5カ所、さらには、火葬場駐車場法面崩壊1カ所、これらの災害復旧費として、合計1億1,000万円余りが専決処分されております。

これら被災箇所の主なものにつきましては、10月14日の産業常任委員会所管事務調

査において確認させていただいておりますが、お聞きしたところでは、災害復旧費に係る国の査定の関係で、極めて短期間の中でこれらの被災状況を把握しなければならなかったとのことで、大変な御苦勞があったものと思っております。

議会として被災の状況を確認したわけでありますから、それだけで済ますことにはなりませんので、早期の復旧と、災害対策について、見届けたいと考えております。

あれから3カ月余り、季節は冬になっておりますが、いま一度、地域防災計画の中でも、水害及び土砂災害対策について考えてみたいと思います。

道内を襲った一連の台風や大雨によって、十勝管内などが大きな被害を受けましたが、その対応の中で、想定外という言葉が関係者の間で飛び交いました。気象の警戒警報にも、50年に一度とか、これまでに経験したことのない、などと表現されるものもありました。

地域防災計画には、重要警戒区域として、水防区域が7カ所で、さらに、市街地における低地帯の浸水想定区域2カ所、地滑り危険区域10カ所、急傾斜地、崩落危険区域13カ所、土石流危険区域59カ所となっており、特に市街地にあつては、その大部分が浸水想定区域及び山地災害危険地区もしくはその隣接地とされております。また、降水量が多くなるたびに、河川の水位上昇により、水害の被害を受けやすい地域である旨、注意喚起されております。

なお、気象庁のデータによりますと、8月17日に北海道に上陸した台風7号以降、9月9日までの町内観測所における累計降水量は、平年の4倍を超える400ミリ超を記録しております。

参考までに申し上げますが、当町の年間降水量はおおむね800ミリ程度と言われておりますので、いかに異常な状態であったかということがおわかりいただけることと思いません。

水防警報の発表は、水防警報指定河川については北海道が行うとされておりますが、避難指示や避難勧告については町長が行うことになると思います。

改めてお聞きすることになります、これがどのような基準に基づいて発令されるのか。具体的には、河川の水位等、実情に即して行われるものと考えておりますが、お伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） お答えします。

冒頭、災害意識の向上というものは、私どもも含めまして、町民の皆様の日ごろの防災意識が何よりも大切なことではないのかなと認識しているところであります。まちといたしましても、今まで以上に町の広報紙等を通じまして、防災意識向上に努めていく所存でございます。

それでは、お答えしていきたいと思えます。

まず、今の問い合わせで、発令の基準についてなのですが、これは避難勧告、避難指示

の発令基準と、その伝達方法につきましては、防災計画第5章第4節、避難対策計画の68ページから69ページに掲載されております。

基準につきましては、避難準備情報、避難勧告、避難指示というように分かれています。

まず、避難勧告についてですが、通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階でありまして、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況や、気象警報等が発表、または災害が発生するおそれがある場合として、一つ、地震等により、火災が延焼拡大のおそれがあるとき、二つ目として、大雨、暴風、洪水の警報等が発表され、避難の準備、あるいは避難を要すると判断されたとき、三つ目としまして、河川が氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき、四つ目といたしましては、その他諸般の状況から、避難準備または事前に避難させておく必要があると認められるときと、こうなっております。

次に、避難指示につきましては、被害の危険が切迫している場合、急を要する事態に発令し、勧告よりも拘束力が強く、町民等を直ちに避難させるものであり、一つ、前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が高いと判断したとき、二つ目、事前避難のいとまがない場合、例えば地震、火災、洪水等により被害の危険が目前に切迫していると、そう判断される場合は、付近の安全な場所に緊急避難させるとしております。

なお、これらを判断するために、雨量、河川の水位情報を常時確認するとともに、消防署により定時巡回を行い、それらの情報をもとに判断をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） ただいまの御答弁で、基準については、地域防災計画に書かれておりますとおりと。その地域防災計画に基づく判断、基準はあるのですが、判断をするのは、やはり町長としても大変重い判断が必要になる場合があるのだろうと、そのように考えております。

質問を続けますが、これは前の議員の質問ともほぼかぶるわけですが、管内市町村の状況であります。これらの避難警報の発令において、夜間においては状況を見きわめるのが非常に難しい。また、夜中に避難させることで、かえって混乱が起きないか、迷いがあったと、そのように新聞報道もございました。

当町におきましても、台風11号による利別川の水位上昇に伴う8月20日の避難勧告は、午後11時5分の発令となっております。21世帯46人に対して避難勧告をしたところ、6世帯13人が避難したとのこととあります。夜間でありますから、先ほどの、前の議員の答弁でも、戸別訪問の対応ということになったのだろうと思います。そのほかの広報活動もあったのかどうか、これをまずお聞きしたいと。

さらには、この場合の避難に際してですが、避難者の移動なのですが、移動に何らかの

支援が行われたのか。

それと、さらに、実際に避難された方が避難勧告対象者の3割に満たない結果であります。その理由を把握されているのか。あわせてこの3点、お伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まず、議員おっしゃる8月20日につきましては、午前9時45分、災害対策本部を設置するとともに、利別川沿いの住宅全戸について避難勧告を発令することを決定し、まずは全戸訪問により、対象世帯への近況説明と、避難所への避難要請を行いました。

また、この際には、避難所以外への自主避難者も踏まえて、所在確認も実施しております。

続きまして、避難者の移動支援といたしましては、避難勧告発令と同時にバスを運行いたしました。利用者は1名しかいなかったのですが、バスを運行いたしました。

避難所へ避難しなかった方の理由は、これは全戸訪問の実施により、全て私ども把握しております。親類宅に31名、帯広のホテルに1名、勤務1名、避難所13名、帯広のホテル1名というのは、帯広に滞在していて、ホテルに連絡して、ホテルに泊まっていたということでございます。その他、グループホーム5名はみどりの園へ自主避難しております。

以上でございます。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 避難の実績につきましては、特に陸別町だけが低いとか、そういうことではなくて、管内でも新得町あたりは10%程度と言われておりますので、陸別は3割近くまでの実績でありますから、特別陸別が防災意識が薄かったとか、そういうことではないだろうと、そのように考えております。

当町の場合、陸別町の人口規模を考えますと、緊急時の対応において、地区の誰が困っていそうか、顔がわかる関係が利点だと思っております。そのような意味で、緊急災害情報は最低でも防災行政無線などで全町に共有されていなければならないと思っております。雨や川の音で広報車や防災行政無線が聞き取りづらい、または聞き取れない地区があつては、助け合いも不十分になると考えております。

これは前にも、さきの定例会でも質問していることではありますが、防災行政無線の戸別受信機を置くなど、ピンポイントで情報を伝える方法を探っている自治体も出てきております。当町といたしましても、今後に向けて、そのような考えがおありか、検討する余地があるか、お伺いしたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 避難勧告の伝達方法についてなのですが、平成26年度の防災訓練、これでも消防署、消防団の広報車による活動が行われましたが、それらを踏まえまして、現段階では、広報車、防災行政無線、戸別訪問による伝達方法が有効であると考えて

いるところでございます。

なお、広範囲における避難勧告等の伝達方法としては、今後、有用な方法について検討する必要もあると考えております。

以上でございます。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 関連いたしますので、続けて質問させていただきます。

このたびの道内を襲った連続台風では、自治体が住民らの携帯電話に避難情報を伝える緊急速報メールシステムをめぐって、配信おくれなどのトラブルが相次いだと言われておりますが、緊急速報メールは災害時の情報伝達に有効な手段となっており、導入が進んでいると言われております。NTTドコモの報道であります。道内では陸別町を除く178市町村が運用となっております。当町がこの運用をしないのには何か特段の理由があるのか、まずお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 特に理由はございません。今回の台風の災害では、管内各地でも緊急速報メールが配信されております。当町でも情報伝達の有用な手段の一つであると認識しておりまして、現在、大手3社、これはNTTドコモ、KDDI、そしてソフトバンクに対し、登録申請を行っているところでございます。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） この件につきましては、地域防災計画にも、防災対策システムへの情報入力によるホームページへの掲載と、携帯メールによる伝達と、こういうものが記載されておりますので、決して否定するものではないのだろうと、そのように考えております。

緊急速報メール、これは原則としてそれぞれの自治体の全域に配信され、被災地域だけに絞れないということではありますが、それによって緊急速報メールは使いづらいとはならないと思います。新聞ではいろいろとこのことも出ておりましたが、使いづらいとはならないだろうと思います。

8月18日の台風7号と21日の台風11号では、隣まち、足寄町における避難勧告に関するエリアメール、これは私どもも受信しておりますが、それによって混乱が生じたとは聞いておりません。広報車や誘導員、今回のように戸別訪問ですが、直接対象地域に周知する方法が有効であることに違いはありませんが、老人世帯などにとりましては、緊急の場合の避難においては、町内の親戚、知人、縁者の支援が不可欠であります。そのような意味では、全域に配信されるメリットのほうが大きいと思っております。この件につきましては、町長はどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 先ほどもお話ししました、今、登録申請を行っているところありますので、実際、運用しながら、そこら辺、検討していつてみたいと、そのように思っ

ております。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） このたびの台風被害において、関係者の間では、想定外との認識があったことをさきに述べさせていただきましたが、新聞報道によりますと、道内を襲った一連の台風や大雨で浸水した高齢者や障がい者などの福祉施設のうち、7割の13施設が水防法に基づく浸水想定区域外であったとのこととあります。区域に指定されていないからといって、安心できる状況にはないことが改めて浮き彫りになったとされております。

それで、水防法では、浸水区域内の高齢者や障がい者などの利用施設、保育所、医療機関などに洪水を想定した避難計画の策定を努力義務としております。また、社会福祉施設においては、運営基準などで防災マニュアルを策定することが通知されております。その対応は、町内の福祉施設においてはなされているものと考えております。

また、地域防災計画では、災害発生時の被害を最小限に抑える防災関係機関の活動とともに、地域住民及び事業所等による自主的な防災活動が極めて重要としております。

したがいまして、町といたしましても、その育成と支援を推進する必要があると思っておりますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 自主防災組織の育成等につきましては、7月に防災会議を開催いたしました。これも一部話題となったところでございます。

今後、地域住民の皆さんの防災訓練への参加や図上訓練など、そこら辺も検討してまいりたいと、かように思っております。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 今の自主的な防災組織の育成に関連してであります。地域防災計画では、災害時における要援護者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させるとしております。施設利用者につきましては、さきに申し上げましたように、それぞれの施設、防災マニュアルを策定しておりますので、短期的な対応は可能と思っておりますが、在宅の要援護者への対応、これをどのようにシミュレーションされているのか、お伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 災害時避難行動要支援者への対応につきましては、先ほども申しました、7月に開催しました防災会議におきまして、支援計画が承認されたところでございます。

また、平常時より、福祉関係部局、防災関係部局、自主防衛組織、民生委員などの関係機関等の間で情報収集し、災害時避難行動要支援者名簿を作成した上で、災害時等には各関係機関の協力を得て、該当者の避難等の支援を行うものでございます。

ただし、災害発生当初は、要支援者のみならず、地域住民同士の助け合いが必要になる

と、そのように考えております。

なお、名簿につきましては、個人情報保護の関係から、その取り扱いには制限があり、十分注意する必要があると思っています。特にこの名簿は、災害時に個人の生命、身体または財産を守るために必要である場合を除き、本人の同意を得ずに情報を使用することはできないとなっております。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 8月20日から22日の台風11号、このときの避難対象21世帯46人、8月22日から23日の台風9号のときの避難対象21世帯45人に対する避難勧告と避難指示に関してであります。この中で、地域防災計画には、避難行動要支援者の範囲というのが決められております。このときに、避難行動の要支援者がいて、支援が行われたのか、まずお伺いしたいのと、ただいま答弁の中で、避難行動要支援者の名簿のことも出ておりましたので、あわせて質問いたしますが、災害の発生時、または発生するおそれがある場合、地域防災計画では、名簿の使用ですが、本人の同意は不用と、そのようになっています。

それで、この名簿を使う立場にある地域支援者等とは、これはどういう方を指すのか、お伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今回は、全世帯を戸別訪問により確認したところ、高齢による要支援の対象者が2名おられました。身内の方の手助けもありまして、このときの支援の必要はありませんでした。

なお、8月20日の避難勧告が夜間ということもありまして、移動手段として、先ほど申し上げましたバスを運行したところでございます。

避難所の対応としましては、保健師が待機して、随時、健康チェックを行ったところでございます。

また、名簿のほうの絡みなのですが、避難行動要支援者名簿の更新時に掲載されております地域支援者等につきましては、民生委員、児童委員や、本人が情報提供に同意した、希望する地域の支援者のことであります。

なお、災害時の地域支援者としては、町内会組織、民生委員、児童委員、社会福祉協議会等の対応を想定しているものでございます。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） これも地域防災計画に関することではありますが、気象台及び測候所から通報された予警報等の情報など、これは地域防災計画では自治会長にも電話、口頭等で伝達することになっております。今回もこのとおりに実施されたものと思っておりますが、まずこれも確認させていただきます。

また、水防予警報等の伝達計画における雨量水位観測の伝達について、ここに地区情報連絡員という記載があるのですが、これはどのような人材を指しているのか、お伺いいた

します。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 御指摘の部分につきましては、災害が発生すると予想される場合となっております。

なお、今回の場合では、元町の自治会長に対しまして、避難勧告等に当たり、電話により連絡をしております。

その後の、地区情報連絡員につきましては、災害対策本部の情報を確認し、町内会との連絡調整を図る方を指しますが、当町では今のところ地区情報連絡員は設置しておりません。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） それでは、質問を続けさせていただきます。

災害の予防、これは地域防災計画に、防災関係機関がそれぞれの組織を通して相互に協力し、災害発生 of 未然防止のために必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設改善に努めるものとする。なお、災害の発生が予想される地域については、災害危険区域現地調査実施要領により総合的な調査を行い、その結果をもとに、町長及び防災関係機関は、危険な箇所における災害防止策を講じるものとするとしております。

これから質問することも、さきの議員の質問とかぶるわけですが、その災害危険区域現地調査実施要領に基づく当町における災害の発生が予想される重要警戒区域、これは先に申し上げました水防区域7カ所を初めとする浸水想定区域及び山地災害危険地区であります。区域図にも示されておりますが、8月24日未明に発生した土砂の崩落は、その危険区域、もしくは隣接地と考えられます。同様に、栄町及び大通地区に当たる、いわゆる宮の森全体の危険が懸念されるわけですが、先ほどの前の議員の答弁の際にも一部触れられておりましたが、現地調査の結果をどのように判断しているのか、お伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 先ほどの議員の質問への答弁と重なる部分があるのですが、今回、栄町の土砂災害を踏まえまして、北海道に対しまして、土砂災害危険箇所が示されているものの、基本調査がいずれの地点も行われておりません。警戒区域等の指定がなされていないため、早期に基本調査を実施し、指定区域を明らかにすることと、急傾斜地の直下に住家がある地区があるため、恒久対策としての治山事業の実施の検討について要望しているところでございます。

なお、今回、被害のあった栄町の地滑りの場所につきましては、先ほども申しましたが、国有林部分ではありますが、来年、治山工事を着工する方向と、そのようになっております。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 再三申し上げておりますように、宮の森、1年前にも一般質問さ

せていただいておりますが、その時点では、なかなか過去に危険にさらされるような事案がありませんでしたので、切迫した事案ではなかつただろうと思うのですが、今回のように、やはり想定されていない、想定外のところでいろいろな災害が考えられる状況になっておりますので、ぜひこの部分は調査を督促していただきたいと、そのように考えております。

質問を続けます。

避難場所の選定と確保についてお伺いいたします。

市街地の多くが重要警戒区域図に示す低地帯の浸水予想区域及び山地災害危険地区に指定、またはその隣接地でありますから、本来は避難場所、避難所をそこに設置するわけにはいかないのですが、実際としては、避難場所もそこになることはやむを得ないものと認識した上で行われているのではないかと、そのように考えております。

また、避難所については、対象地区住民が理解しやすく、周知の徹底を重視して、避難場所と同じ所在地、または隣接、近接する箇所を選定するとしておりますが、避難所の運営スタッフの関係もございまして、避難対象世帯人員のこともあります。そういうことで、たくさんの箇所が指定されているわけでありまして、ある程度は集約した箇所にならざるを得ないと、そのように考えるわけですが、そのあたりのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 避難場所の選定と確保についてでございますが、議員おっしゃるように、避難場所等については、過去からの経緯もありまして、市街地においては、居住地から余り離れず、わかりやすい場所が選定されているところでございます。

また、今回の土砂災害では、避難勧告対象世帯は自主避難をしていますが、宮の森全域のことを考えますと、場所の選定は非常に難しく、御指摘の件につきましては、今後の課題としてとらえさせていただこうと、そのように思っております。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） また、要援護者への避難場所及び避難所の指定についてでございますが、介護等の要介護者の実態に即した対応が必要になると思っております。場合によっては、介護サービス事業者等の協力も必要になると思っておりますが、そのようなことは想定されていないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 当町の福祉避難所としては、保健センターを指定しているところでございます。したがって、保健師等の保健福祉センターの職員などによります対応を考えております。必要に応じては、介護サービス事業者等に対し、協力要請をする場合もあるかもしれませんが、災害時は介護サービス事業者等も大変な状況であるということは予想されるところでございます。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 一応、場合によってはということであります。

それで、組織の関係なのですが、防災会議のメンバーには、それぞれ社会福祉事業者も入っておりますが、防災上、重要な施設、これにはサービス事業者は組織の中には入っていないわけでありまして。特段、問題がないのであれば、貴重な資源でございますから、サービス事業者も防災上重要な施設に含めておいたほうがいいのではないかと考えるわけでありまして、お考えをお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） その点につきましては、御意見として伺っておきたいと思いません。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） それでは、避難体制の整備についてであります。

地域防災計画では、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成や、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日ごろから町民への周知徹底に努めるとしてしております。これがきょうの質問の趣旨になるわけでございますが、これまでも何らかの形で町民に周知しているのだろうとは思いますが、ハザードマップの更新を含めて、この町民への周知徹底について、現在どのように対応されているのか、お伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） このハザードマップ等についてでございますが、直近では、平成26年度に実施しました総合防災訓練の前に、市街地を対象として、自分の避難場所の確認をしていただくために、避難場所の位置図を全戸配布しています。また、町全体のものとしては、過去に避難場所、避難所を掲載したハザードマップや、もう一つ、揺れやすさマップ、これらを災害時に必要なものとして全世帯に配布しております。このほかには、防災計画の本編、地震編、資料編について、町のホームページにも掲載しているところでございます。

平成29年度には、総合防災訓練の実施を予定しておりますので、改めて避難場所、避難所の位置図を全戸に配布するとともに、町民みずからの避難場所等の確認をお願いする文書等の回覧を行いたいと、そのように考えております。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 質問を続けさせていただきます。

これは先ほどの、前の議員と丸々重複するわけでありまして、御答弁は結構かと思いますが、樋門、樋管の管理については、町内14カ所については、現在は業者に委託しているということでありまして。下流域の自治体ほどは重要視されませんが、これも適正な管理をいただきたいと、そのように考えております。

それから、道路のパトロールのあり方についてですが、これも前の議員とかぶる部分でございますが、情報発信や通行止の表示についてであります。8月末の台風10号による大雨被害では、十勝管内の大樹町や清水町などで、橋の崩落を知らずに進入した車が川

に落下する事故が相次ぎました。国道及び道道はともにパトロールを業者に委託しておりますが、町道については、業者の支援を受けながら町職員が対応しているものと思います。町道についても、国道などのようにパトロールの基準、例えば何時間に1回とか、基準を設けているのか。

また、橋や道路、この落が発見された場合に、その情報を、供用する住民にどのように伝えるのか。ここでも防災行政無線の全戸聴取体制、それから、居住者のいる路線においては、橋や崩落危険箇所には、国道などのように街路灯の設置も有効になると思っておりますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 災害によるパトロール基準、また、住民への情報の伝達なのですが、これは雨、そして地震によるパトロール基準は特に定めてはおりません。災害規模や大きさにより、その都度判断しております。パトロールを実施しないことはありません。管理委託においても、月1回実施しております。あと、臨時で3回見ております。

また、国道、道道については、テレビ、ラジオ放送や、各機関の交通情報により周知されているところでございます。

町の橋、道路などについては、現場主義で対応しており、危険な箇所にバリケードや赤色灯の点滅、看板等を設置して、住民や車両が進入しないようにしているところであります。

ことしの大雨で、9月9日、国道242号線の第3利別橋で災害のおそれがあり、通行止とするため、帯広開発建設部より連絡があり、このときは防災行政無線、愛の鐘を放送しております。

また、崩落危険箇所に街路灯の設置はということですが、確かに有効とは思いますが、現時点ではちょっと厳しいのかなど、そのように考えておるところでございます。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 続けます。

今回の豪雨によって、断水についてであります。これは先ほどの議員の際にもお答えいただいているところでございますが、これは取水施設の損壊による場合が多いとされておりまして、長期化する場合があると言われております。台風10号の影響で、十勝管内では、新得町、清水町及び大樹町などで、合わせて最大8,200世帯余りが断水したと言われております。当町におきましても、先ほどのお答えでは、一部取水施設に被害があったということでありまして、重機を配置しているということでもあります。

それで、北海道の調べでは、災害時の応急給水や水道施設復旧マニュアル、これをつくっているのは、平成25年度末の時点でありまして、上水道事業者の半数程度と言われております。

当町は地域防災計画に掲げられる給水計画に基づいてとり進められているものと思いますが、これは仮の想定でございますが、例えば西斗満浄水場が損壊した場合、その応急給

水の規模を考えますと、給水資機材の確保が相当厳しい状況になると思います。地域防災計画にも掲げられておりますが、緊急貯水槽施設の整備、これの現実味が帯びてくるものと思っておりますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 取水施設の関連なのですが、地域防災計画では、個人備蓄の推進、生活水の確保、給水資機材の確保、緊急貯水槽施設整備等が上げられております。

資材の確保につきましては、平成27年度は100万7,000円、平成28年度には43万5,000円と、毎年度購入して対応しているところであります。

また、他市町村の資材の在庫などについても、災害時には情報交換をしているところでございます。

ちなみに26年度、上陸で漏水がございました。このときも、音更から部品を調達して、スピーディに修理ができたという実態でもありますので、参考にさせていただければと思います。

緊急貯水槽施設整備については、限られた場所での設置や貯水槽の大きさ等で、建設費がかなり膨らむので、早急に対応することが、正直、無理な状況でございます。一時的な給水対応は可能なのですが、長期的には無理があると。そこら辺もちょっと考えに入れておかなければならないと思っております。

今回の台風被害による場合は、取水施設の分散化が必要で、4カ所、トナム、上陸別、小利別、トラリ、この水源地を確保して、最小限の被害にする。維持管理費削減のために統合することは再考する必要があるのではないのかなと、そのように感じておるところでございます。

日本水道協会北海道地方支部からの要請によりまして、近隣市町村の水道担当者が支援する体制がありまして、復旧作業や技術指導などを活用する。これは当然、国や北海道の支援も必要となることでございます。

以上でございます。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 今、答弁にもございましたように、給水資機材の町村間の、自治体間の融通というか支援については、今回の8月の台風災害におきましても、大きな被害の出た新得町、清水町でもあったように報道されておりますので、そういうものは十分、大規模、広範囲に被害が出た場合は大変なことになるかと思いますが、ことしの被害程度であれば十分対応できる、町村間の融通でできるようになっているのではないかと、そのようには理解しているところでございます。

それでは、災害対策について、最後の質問になりますが、災害復旧事業について伺います。

災害復旧事業は、将来の災害を未然に防止したり、積極的に施設の効用を高める事業ではなくて、災害を被った施設等を従前どおり速やかに回復することを目的にしていると言

われておりますが、災害が起こるたびに、査定基準の緩和など、災害復旧に対する制度の見直しを国政に要請していく考えが示されておりましたが、今回要請されている意見書の中にもそれに類するものが見られましたが、そのような見直しの兆しがないのか、お伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の第2条第2項におきまして、この法律において、災害復旧事業とは、災害に困って必要が生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧することを目的とするものをいう。というふうに定義されております。

この見直しについては、これまで上申しておりません。陸別町だけでなく、多くの自治体がまとまって国に対し要望することが必要となってくるだろうと、そのように思われます。

なお、本年8月の台風被害に関しましては、十勝町村会の十勝圏活性化推進期成会におきまして、河川や道路等の公共土木施設及び農地や農業施設など、災害復旧について、災害査定で行う要件を緩和するなど、柔軟な運用や手続の簡素化を図ること、また、災害防止のための治水対策についての要望が行われております。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 災害時の対応につきましては、もっと広範囲かつ掘り下げた質疑にならなければならないものと考えておりますが、時間がございませんので、次に移らせていただきたいと思っております。

続きまして、町職員の再任用制度につきましてお伺いいたします。

公的年金の支給開始年齢が、平成25年度以降、段階的に60歳から65歳へ引き上げられたことに伴い、既に民間企業においては、改正高年齢者雇用安定法が平成25年4月1日から施行され、60歳定年制を設けていても、原則として65歳まで希望者全員を継続して雇用しなければならないことになっております。

一方、市町村等職員における再任用制度は、平成13年度から始められた公的年金の基礎年金相当部分の支給開始年齢が65歳へ段階的に引き上げられたことに対応して、同年度に60歳定年後の継続勤務のための任用制度として新たな再任用制度が施行され、さらに、平成25年度以降は、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が、これも段階的に60歳から65歳へと引き上げられましたことから、その対応が求められております。

このような経緯の中で、平成13年度以降、運用実績の有無は別として、都道府県を含む多くの地方自治体や一部行政事務組合等において、再任用制度に関する条例が制定されてきているわけではありますが、当町がいまだそこに至っておりません。当然、検討は続けられてきたものと思っておりますが、再任用が制度化されていないのには、特別の理由があるのか、まずお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 再任用の制度の関係につきましては、議員の質問にもありますように、公的年金の支給年齢が平成25年度以降、段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴い、無収入期間が発生しないように、雇用と年金の接続を図るものでございます。これによりまして、平成25年3月に、国家公務員の雇用と年金の接続について、これが閣議決定され、この決定の趣旨を踏まえ、総務副大臣通知の「地方公務員の雇用と年金の接続について」により、地方の実情に応じて必要な措置を講じるよう要請されたところでありまして。

この要請の内容は、定年退職する職員が再任用を希望する場合、当該職員の任命権者は、年金支給開始年齢に達するまで、当該職員をフルタイムで再任用。ただし、職員の年齢別構成の適正化を図る観点から、フルタイムの再任用が困難であると認められる場合または当該職員の個別の事情を踏まえて、必要と認められる場合には、短時間での再任用が可能というものでございます。

御質問の、当町が対応をとっていない理由についてですが、再任用条例につきましては、平成13年に提案し、議会で否決された経緯がございます。これにより、職員組合とも話をした中で、町内の地域雇用を考えると、その辺は理解されない部分が多いということで、当面は制度化しないということで合意をして、現在に至っているところでございます。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 今、過去の経緯、平成13年に1回提案して、否決されたということは伺いました。それと、町内の状況についても、今、触れられておりました。

ただ、平成13年から、もう既に15年を経過するわけでありまして。それと、閣議決定の内容は、先ほど町長の答弁のとおりでございます。そういうことから考えますと、もう検討しなければならない時期ではないかと。特に、民間法人に義務化されております改正高年齢者雇用安定法の要点は、継続雇用制度の対象者を限定できないと。平成13年から25年度まで、これは民間法人の場合ですが、一定の条件をつけられました。これは就業規則できちっと明示しなければだめです。その都度、条件が変わるのではだめだということであったのですが、改正高年齢者雇用安定法では、限定が削除されたということで、今は原則全員、希望すれば、短時間勤務も含めてですが、雇用の機会を与えなければならないことになっております。

今申し上げましたように、改正高年齢者雇用安定法はそのようになっておりますが、しかし、直ちに希望者全員を65歳まで継続雇用する制度の制定が困難な場合、これは希望者全員を厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢まで継続して雇用する経過措置が設けられております。しかし、いずれにしても、公的年金の支給開始年齢の引き上げにあわせて、段階的な雇用確保措置が必要になるということでありまして。

これは民間法人の場合ではありますが、国家公務員及び地方公務員に関する動向を見ますと、まず、国家公務員につきましては、平成25年3月に、先ほど町長の答弁にあり

ました閣議決定がありました。それから、地方公務員につきましても、これも答弁にありましたように、総務副大臣通知があったと。総務副大臣通知は、現行の再任用制度に関して、いまだ条例を制定していない団体においては、速やかに制定を図りたいことと、そのようなことを趣旨とする総務副大臣通知でございます。

実態はどうなるかといいましたら、地域の実情も把握して、平成13年度のことを申し上げますと、職員を新規に採用するに当たっては、町外からの移住の促進、これも一つの目的にあっただろうと思います。それより前に、やはり政府の閣議決定、それから、総務副大臣通知、これを遵守する必要があると思います。基礎年金相当部分は既に65歳からの支給になっておりますし、報酬比例分についても、昭和36年4月2日生まれ以降、現在55歳以下の職員については、65歳になるまで支給されませんので、現行の定年制度では、定年後、約5年に及ぶ期間、無収入ということであります。従いまして、町内の民間企業で働くか、場合によっては、定年退職後、町外に出て働く計画を持たざるを得ないと、そういうことも想定されるわけであります。民間企業においては、改正高年齢者雇用安定法の施行に伴って、定年の引き上げまたは再雇用の制度が義務化されておりますので、そこに割って入ることにはならないと思います。

このように、公務員を含めた高年齢者の雇用につきましては、年金の支給開始年齢の引き上げに伴って、無収入期間が発生してしまう問題から論じられておりますが、そもそもは、生産年齢人口の減少に伴う経済活動の減速と、そのことによって年金制度の維持に対する懸念が増していることのほうが重大な問題であります。当面は、再雇用と再任用による雇用期間の段階的な確保で対応しようとするものであります。したがって、目指すのは定年の引き上げであり、給与の抑制、これは避けられませんが、給与の抑制や組織の活力維持のための方策を講じながら、段階的に定年を引き上げることで、来たる本格的な高齢社会において、業務の能率を確保しながら、高年齢者を含めた職員の能力を十分活用していくことが適当と考えられているということから、閣議決定、それに基づく総務副大臣通知までが発出されたということでもあります。

一応ここからは私の思いを少々述べさせていただきます、最後の質問にしたいと思っております。

公務員の再任用制度を取り入れた場合に、課題とされますのは、再任用された職員にどのような仕事を担当させるかということと言われております。目的が定年の引き上げでありますから、再任用におけるこれまでの運用実態に見られるような非管理職層を中心にした補完的な職務に従事させることを前提にするのではなくて、採用から再任用を含む退職までの人事管理の一体性、連続性が確保され、職員の意欲と能力に応じた配置処遇が行われるべきと思っております。

平成25年3月26日の閣議決定、これは国家公務員の雇用と年金の接続とともに、能力に基づく信賞必罰の人事管理を徹底することも含まれております。人事評価システムにつきましても、既に導入が進められていることを考えますと、再任用につきましても、制

度化の方向で検討しなければならないものと思っております。

特に今後は広域の行政が押し進められるわけですが、構成市町村と同一歩調をとる上でも、再任用制度が必要と考えております。再任用は、あくまでも本人の希望に基づくものでありますから、運用実績は別としても、国が定年の引き上げを推進していることにかんがみて、体制の整備は行政組織が民間法人に対して模範とならなければならないものと考えております。

私が申し上げるまでもなく、都道府県を含む地方自治体における再任用の状況は、昨年度当初の調査ではありますが、全国1,788団体のうち、1,770団体が再任用に関する条例を制定しており、制定率は99%余りということであります。北海道におきましても、この時点では未制定は当町と鹿追町のみということでありましたが、鹿追町につきましては、今年度、条例を制定しておりますので、北海道においては条例未制定は陸別町だけということになります。このことは当然把握されているものと思いますが、これらを踏まえた上で、再任用制度の取り組みに対するお考えをお伺いいたします。これは時期が後ろに延びたにしても何にしても、いずれはやらなければならないだろうと思っております。そういうことを踏まえてお考えをお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 町職員の再任用の制度につきましては、過去の議会の否決という事実もありますが、今では、地域の事業所において、70歳を超える方も働いているという、そういう状況があることも事実ですが、この件につきましては、地域の理解も重要であろうと考えているところでございます。

この問題につきましては、フルタイムの再任用は定数条例の対象となり、若手職員の採用が難しくなるため、短時間での再任用が主流となると想定されております。

議長、せっかくの質問ですので、過去のいきさつもありますので、そこら辺、副町長から、今までのいきさつを、せっかくですので、説明させたいと思います。よろしく願います。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 議員が今御指摘になったとおりの経過だというふうに思っておりますけれども、私どもとすれば、平成13年に国の制度が変わって、再任用制度の条例ができて、それで議会に提案したわけですが、その当時はたしか委員会付託になりました、委員会で否決されて、本会議でも委員会報告どおり否決と、そういうことでありました。

それはどういうことかといいますと、そのときの意見としては、それは地域の雇用状況が悪い状況の中で、役場職員だけが身分保障して働けるのはどうなのと、そういう議会からの御指摘もございました。そういったことで否決になって、今日まで来ておりましたし、組合からもそういう要望はありましたけれども、当時のこととお話ししますと、理解をしていただいて、今に至っていると。

それと、25年度の制度改正のときも、そのときも再任用でフルタイム制ですとか、これは常に年金の問題が根本にございまして、私どもも指導機関である北海道に申し上げたことがございますけれども、地方公務員法に基づく定年制の延長というのが一番根本の解決になるのではないだろうか、そういったお話をしたこともございます。つまり、人事院勧告でも、過去の人事院勧告の中で、年次計画に基づく国家公務員の定年制の延長というものが勧告されているわけですが、現実的には、まだ国のほうでは定年延長という、制度化されたものは今ないと。あくまでも年金に係る再任用ということでの現状になっている。そういったことでまず御理解をいただきたいと思っております。

それと、再任用制度において、フルタイムの職員となりますと、陸別町職員定数条例、100人ですが、その100人の中の内数になります。したがって、フルタイムでやると、例えば欠員が出た場合に、フルタイムの再任用職員がいますと、定数がふえると。そうすると、若手職員の採用が難しくなってくると、そういったこともございます。それで、先ほど町長のほうから、フルタイムではなく、短期の雇用と、そういったことが主流になってくるのかなと。

現実的に、他の自治体でも、再任用制度の条例は制定されておりますけれども、今言ったような問題で、なかなかフルタイムの職員は厳しいというのが現状であると、そういったことは伺っております。

以上です。

あとは後ほど町長から答弁いたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） いきさつ、今の副町長からの説明で御理解いただけたのではないかなと思っておりますが、いずれにしても、定数に余裕のない現状ですので、総合的な判断が必要になってくるのではないかなと、そのように考えてます。もう少し時間をいただきまして、今後、制度化について、議会にも相談していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員、時間ですので。

○2番（久保広幸君） 私の質問はこれで終わらせていただきますが、ただいま副町長、町長からお話ございました内容で、当時の議員がこれを否決した際に、町民の意見というものをどのようにリサーチしたのか、私は存じ上げませんが、現状で、町民でもこれを理解しない方が圧倒的に多いとか、そういうことではないと私は思っております。

2016年度の厚労省の高齢者の雇用状況調査によりますと、既にもう80%近い民間法人が65歳まで働ける体制にしていると、そういうデータも出ておりますので、私は、今はそれほど、たとえ陸別町の行政であっても、当然、給与の抑制は必要ですよ。ですが、再任用を否定するものではないだろうと、そのように思っております。

それから、定年の延長に関する、例えば法律でもあればということでもありましたが、再任用については、これも私が申し上げるまでもなく、地方公務員法の28条の4と5で

再任用を規定して、そして各町村、陸別町を除く北海道の町村もこれを根拠として条例を制定しているわけでありますから、私は、やはりこれは、運用実績は別としても、前向きに考えるべきだと、そのように考えております。

以上で終わります。

○議長（宮川 寛君） 以上で久保議員の一般質問は終了いたします。

2時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時20分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次、6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） 今回は、高齢者支援対策についてということで、1件、通告書により、順に町長に御意見をお伺いしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

まず、質問に入ります前に、さきの議員に引き続きまして、福寿荘の火事により被災された方に対しまして、この場をかりましてお見舞いを申し上げます。

また、消火に携わられた皆さん、そしてお手伝いをいただいた皆様にも重ねてお礼を申し上げます。大変御苦労さまでございました。

被災者が一日も早くもとの生活環境に戻り、安心した暮らしができるよう、行政の皆さんには大変御苦労をかけますが、よろしくお願ひいたします。

さて、陸別は本格的な冬の到来を迎えました。最近はマイナス20度以下ですか、大変厳しい寒さの環境の中、これから寒さに負けず、風邪をひかないように、皆さんと一緒にこの冬を乗り切っていきたいと思っております。

陸別町の11月現在で、人口、町民課の窓口に行きましたら、書いてありました。2,511人。以前は、昭和30年ごろですか、当町の人口は8,763人。そしてその20年後、昭和50年には5,739人。50年たった現在、先ほど話しましたように、人口2,511名ということで、約3分の1の人口になったわけでございます。

時代の流れでありまして、過疎化、少子化により、人口減少はどここのまちでも課題でございます。

ことしの11月現在で、陸別町で65歳以上の方、聞きましたら、930人弱と聞いております。この数字を見ましたら、単に2,511人で割り返したら、約37%。大げさに言いますと、4割の方が高齢の道を歩いているということで、むろん、私もその目の前に立っているわけでございます。

そこで、町長にお伺ひいたします。

本町の福祉環境について、どのように日ごろ感じられているか、お伺ひいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まず、福祉環境、議員の言う高齢者支援環境、いわゆる高齢者の福祉のことであると思います。これは本当に幅が広くて、奥深くて、ゴールのないものだととらえております。

ちょっと歴史をさかのぼってみますれば、日本は人口の高齢化、世界に類を見ないスピードで進んでいると、これは議員の言うとおりでありまして、高齢化率も上昇して、陸別、37%ぐらいですか、40%近くになっておりますが、超高齢化社会、サービス受給者は増加の一途をたどっている、そういう状態でないのかなと、そんなふうに思っています。

高齢化は、多様なサービスを必要とする人口の増加と、サービスの担い手であり、税や保険料負担の大きい若者世代の人口の相対的減少を意味しまして、増加する一途の費用をどこに求めるかが、今、問題、課題となっているのではないのかなと、そんなふうに思っています。

日本の歴史を振り返ってみても、高齢者福祉は、戦後はばらまき福祉、徐々に国民が負担する体制へと変化してきている状態でございます。

当町においても、既にいろいろ事業を行っております。北勝光生会、NPOの優愛館、社協など、町が調整、協議を行いまして、よりよき高齢者福祉の実現に向け、鋭意努力しているところでございます。

幅広く、先ほども言いました、本当に奥深い、ゴールがないものであります。事業者、そして町民の皆さんの声を反映した福祉行政に努めていこうと思っているところであります。

○議長（宮川 寛君） 6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） 御存じのとおり、陸別町は日本一寒いまち、ということで明言されまして、先ほど町長の言葉にもありましたように、道内、道外においてもすっかり「しばれのまち」の名を売ったわけでございます。また、これに関しては、商工青年部の皆さんや、それを取り巻く関係者の皆さんの頑張りにより、しばれフェスティバル、今回、第36回を迎えるそうでございます。最近では、寒さといえば、道北の幌加内町、江丹別とか、たまたま朱鞠内が最低気温で出てきますが、やっぱり平均気温が一番寒いのは陸別町なのです。まちにとってはいいかもしれませんが、高齢者の方にとっては、逆に厳しい環境にあるというのが現実だと思えます。

そこで、この寒い北国のまち、どこもそうですが、陸別にとっても、特に欠かせないのが暖房費の問題でございます。寒い陸別も、当然、皆さんも御存じのとおり、庭木のオンコの葉っぱも赤くなるぐらい、そしてまた、テレビでよく見ます、タオルを濡らして振り回したらしばれてしまうと、そんな感じでございます。

今、陸別町で暖をとるといったら灯油が主流で、薪で頑張っている方もいらっしゃいます。高齢者を問わず、この暖房費については、本当に欠かすことのできない課題でございます。

今、一般家庭で、1カ月平均、これは販売店から聞いたお話でございますが、約200から300リッター消費するとのことでございます。11月、陸別町の灯油単価といたたら、リッター67円。そして、今月に入って、ようやく1リッター70円の価格がついております。月平均、約1万5,000円から、一般家庭では2万円弱、暖房をたくことになるわけでございます。そうすると、陸別、暖をとる季節といえ、11月から3月までの約5カ月間、その家庭によって違うと思いますが、それでも約5カ月間の中で、灯油費といたしましたら10万円弱、これが生活費に大変影響を及ぼしているのは現実問題でございます。

最近、何人かの高齢者の方から、普通の言葉で言っているのかもしれませんが、最近、灯油の支給が実施されていないのだけれども、どうなっているのでしょうかという声が聞かれます。行政のほうでも、回覧等で周知はしていると思いますが、何しろ高齢者の方にとっては見逃したり、見なかったり、そういう支給条件が把握されていないのが現状かなという感じがいたします。

そこで、この福祉灯油の支援事業について、対象者と、その条件と基準、これについてちょっとお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） この福祉灯油につきましては、これは高齢者を対象にしたものではございません。町民の冬期生活の支援事業の位置づけで、その年度の灯油の単価等をもとに判断し、単年度要綱で、実施してきた対象者については住民税の非課税世帯、基準としては、初めて実施となった平成19年度はおおむね1リッター当たり、当時、72円程度で上下していた灯油単価が100円に達する勢いであったと。100円と72円の差額を支給単価として当時設定したものであります。

○議長（宮川 寛君） 6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） 条件と基準についてはわかりました。

この事業、調べましたら、過去にも何回か審議されまして、平成19年とか25年ですか、数回にわたり、議会で議論されたり、また、ここ数年、自治会長会議からも提案されているような感じがいたします。今は灯油の単価と非課税世帯の方が対象ということで先ほど話がありましたが、12月に入り、ようやく1リッター70円台、この値段も、今後どのように上がっていくのか、販売会社においても注視していかなければならないという状況にあるそうでございます。

そういうことで、全国、全道に、日本一寒いまち陸別をアピールしている以上、私は、単なる単価等の縛りではなくて、やっぱりしづれのまち、陸別のまちに合った独自の支援事業として、積極的な取り組みをしながら、高齢者のサポートをしていただきたいと思っております。

ちなみに、ここ数年、陸別の1月から3月までの冬期の平均気温、冬場の平均気温、自分なりに過去3年間、NHKのテレビなどを見まして記録をとりますと、大体1月がマイ

ナス18.4度、2月がマイナス14.5度、3月が大体マイナス9度弱となっております。そういう面では、気温がかなり毎年上昇してきているのは現実でございます。

いずれにしても、やっぱり冬は寒いのです、お年寄りにとっては。それと、先ほども高齢者だけではないというけれども、町民にとっても高齢者にとっても同じです。12月の下旬から1月、そして2月、3月の月上旬までは、本当に皆さんも御存じのとおり、マイナス20度の温度がしばしばあるのは御存じかと思います。

先週ですか、先ほど町長が話されておりましたように、12月7日、HTBで、夜の10時からですか、ニュースステーション、これ、皆さんも御存じだと思いますが、冬のマイナスの寒さの世界を紹介する番組で、陸別町、全国版で放送しておりました。町内の中でも最も寒い場所としてということで、ここで下陸別という名前が出てきました。当然、その日はかなり温度が下がるだろうと思ったのだけれども、まちがマイナス13.ちょっとだと思います。下陸別で本当に名前が出たほどのマイナス18.6度、冷えたということで、また、12月11日、引き続きマイナス22.4度ですか、全国で一番気温の低かったまちということで、陸別町のまちが出ました。すっかり有名になった陸別町でございます。

この灯油支援事業が、先ほど聞きましたら、19年からスタートされたということで、ずっと連続で支給されていない状況が現実でございます。単価と非課税世帯のことで基準を置いているということでございますけれども、単価で考えると、しょっちゅう単価が変動して、安定しません。非課税世帯でも、これは所得、財産、不動産のことも、かなりプライベートもあることから、大変と思われま。いずれにしても、算定基準を設けるということは大変厳しいものがあることは御存じでございます。どこの市町村も、お聞きしましたら、単価基準で非課税世帯ということでやっているのは多かったようでございます。

ちなみに、近隣の池田町さんの保健センターの窓口で聞きましたら、ここは所得収入が生活保護を受けていない方で、その金額が保護者よりも下回っている方を対象として出しているそうでございます。ちなみに、せっかくだからということで、幕別町役場さんに問い合わせたら、ここは陸別町と同じで、単価と非課税世帯ということで、設定金額にしているのだけれども、なかなか支給単価に届かなくて、なかなか支給されるような状況ではないという話でございまして、聞きましたら、今後、関係委員会と、できるだけ町民の皆さんに還元できるよう検討していきたいということでございます。

基準設定は、市町村によって、先ほども話しましたが、設け方はそれぞれ違っております。単価と云ったら、流動的で、なかなか安定しません。そこで、これは一つの案なのですけれども、私は、介護保険の保険料の基準額、この中に基準段階で算定してはと考えたわけでございます。

これは私、保健センターから資料をいただきました。陸別町の介護保険の資料がありまして、これをちょっと確認させていただきました。今、皆さんも御存じのとおり、現在、原則として40歳以上の方は介護保険料を払わなければなりません。年金を受給されてい

る方は、自動的にそこから引かれて年金が支給されているというのが現状でございます。この介護保険制度は、私たちが将来、介護が必要になったときに、安心してサービスを利用できる、こういう制度でございます。介護保険サービス費用から介護保険基準額が算定されまして、所得の特に低い方に対しては負担がかからないような、そういうシステムで、所得段階で調整されているということでございます。この介護保険については、資料を見ながら私なりに理解したところでございます。今、所得段階、これは現在、第1段階から第9段階までありまして、このシステムについては、生活保護者から住民税のいろいろな項目を置いて、最後は前年度の合計所得額で段階区分されるということでございます。ちなみに、第1段階では、年間所得金額が80万円以下の方、そして第2段階では、年間所得額が120万円以下、そして第3段階、4段階、5段階、6段階、7段階、8段階、最後は9段階までありまして、最後の9段階は年間所得が290万円以下というふうになっております。

私は、もし算定基準を用いるならば、繰り返しになりますが、今回話しています高齢者、低所得者層に向けて、私は第2段階の、非課税世帯で所得金額が120万円以下の方が、あくまでも基準額以下の方を対象としておりますので、算定基準の設定はいろいろな考え方があると思いますが、現在、本町には、年間所得120万円以下の方の高齢者、約300人弱いると聞いております。再来年には陸別町開町100年を迎えるわけでございます。戦後、計算しましたら71年ですか。現在90歳の方は、当時19歳でございます。今、高齢者の方は、全て皆さんが陸別町を建設しまして、そして財産を守ってきた方ばかりでございます。本来であれば、基本は、陸別町独自の高齢者支援対策事業として、私は単価を問わず、非課税世帯の方とか、高齢者の方に支援の輪が行き届けばいいなど考えております。少なくとも、今回は、私は特に高齢者の低所得者層に対して、年をとっても毎年安心して暮らせるまちづくりのためにも、ぜひ私は野尻町政のときに、陸別町の冬、寒い環境を軽減できるよう、基準の見直しを図って、検討していただきたいと、このように思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） この福祉灯油の過去のことも、議員、ちらっと話したのですけれども、ちょっと詳しく経過を、せつかくですので説明したいと思います。

先ほども話したとおり、平成19年度から行っていると。19年度、20年度と行って、平成21年度、22年度、23年度は実施しておりません。24年度、25年度は実施しております。ちなみに、平成26年度の年は、これは電気料金が一遍に上昇したということもありまして、灯油はそんなに極端には高騰してはなかったのですが、つけたということもあります。

支給基準の見直しは、私は考えておりませんが、灯油の単価をベースとしつつも、先ほども言った電気料とか、経済情勢等を踏まえて、弾力的に判断していきたいと、そのようには思っております。

また、質問にありました、介護保険料の基準額、所得段階で算定してはという御意見ですが、介護保険料の保険料段階に関する名簿情報というのは、これは目的が特化されたものでありまして、その利用については慎重を期する必要があると、これはそういうふうに私どもも思っています。

そして、支給の線引きといたしましては、従前同様、非課税世帯を対象にということを考えております。

そして、介護保険料の基準額、所得段階で算定してはということなのですが、これは想像しても、間違いなく事務が繁雑になります。煩雑になるからだめということでは決してございませんが、果たして議員のおっしゃるこの算定が今以上にいいものなのかということにつきましては、私はちょっと疑問でありますので、行うつもりはありません。

そして、特に高齢者、低所得者層への支援について、今後も検討していただきたいということなのですが、これは本当に私どもも思っています。本当に支援の必要な方に喜んでもらえる、有効なものに検討していきたいと思っております。議員皆様、何かいいお知恵がありましたら、逆に私どもにおかしいいただきたく、私のほうからもお願い申し上げるところでございます。

以上でございます。

○議長（宮川 寛君） 6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） そういうことで、データはちょっと古いのですが、この事業というのは、町長も御存じのとおり、道内では約50市町村で、支給基準はそこそこによって定められていますが、実施されていると聞いております。日本一寒いまち陸別町だからこそ、ほかのまちに負けない寒冷地対策事業として、本当に頑張ってもらいたいと思います。できれば単価を問わず、非課税世帯を中心に、私は少なくとも高齢者とか低所得者層に対しては、本当にできるだけそういう環境の中でなく、支援をしていただきたい。この先も、この事業については陸別町にとっては大変必要な事業でございますので、なくすことなく、継続していただきたいということでございます。

そういうことで、日本一寒いまち陸別町で、全国に名を広げてまいりました。御存じのとおり、寒冷地としても名高く、寒地試験で言えば、今は世界の日産と言われている日産自動車がここに試験場を設けまして、また、重機械の王者であります日立建機も、冬場の寒冷地の試験で来たり、日本デンソーも、日産の試験地内の一画で試験をやったり、最近では皆さんも御存じのとおり、ピップエレキバン、それと、本当に一番新しい、コマーシャルに出てきますが、パナソニック、これ、私も何回も見ました。本当に陸別の看板、名前がそのまま出てきて、本当に私、静岡に友達がいて、電話が来たり、「なべちゃん、陸別、名前出たよ、きょうも寒かったんだね」と、本当に電話をくれたり、そういうことがしばしばあります。陸別独自の寒いまちに合った支援事業を思い切って私は取り組んで、また、先ほども言いましたが、高齢者が安心して陸別で骨を埋められるようなまちづくりをしていただきたいと。私は、決してこういう暖房についてはばらまきという

ふうには考えておりません。

そういう中で、最後になりましたが、重複しますが、特に高齢者の低所得者層への支援とか、そういうことに対しても、安心して暮らせるまちづくりを推進していただくために、町長の御意見を確認しまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 私どもも安全で安心して暮らせるまちづくりとうたっておりますので、議員と同じ考えはもちろん持っております。高齢者でもたくさんお金を持っている方もいらっしゃるし、そうでなくて、低所得者で本当にぎりぎり生活している方々もいらっしゃるの事実でございますので、そこら辺に手の届く行政をしていきたいなど、いつも思っているところでございます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） これで、一般質問を終わります。

◎日程第4 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（宮川 寛君） 日程第4 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務常任委員会及び産業常任委員会の委員長または副委員長から、会議規則第75条の規定による申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の議決

○議長（宮川 寛君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（宮川 寛君） これで、本日の会議を閉じます。

平成28年陸別町議会12月定例会を閉会します。

閉会 午後 2時50分